



2020年度版 香港投資ガイド



はじめに

本冊子は、香港での事業展開等を考えられている方々のため、投資等に係る基本的な情報を提供することを目的として発行しています。本投資ガイドの内容は全ての事項を網羅するものではなく、またそれを目的としていません。各事項に関する詳細な規定や例外的な取扱い、特定の個人や会社の状況を前提とした事項は記述されていません。

また、本冊子に記載されている内容は、特に断り書きのない場合、2020年2月末時点に入手可能な情報にもとづいたものです。本冊子の発行後に法令などが変更されることもありえます。

このため、実際に香港で事業を始める計画がある、或いは事業等の拡大の機会を検討している場合には、あらかじめ専門家の詳細かつ最新の情報に基づくアドバイスをうけることをお勧めします。

本冊子に関するお問い合わせは、最終ページの担当までご連絡ください。

改訂：2020年4月

KPMG中国 香港事務所

8th Floor, Prince's Building, 10 Chater Road, Central, Hong Kong
香港中環遮打道10號太子大廈8樓

3rd Floor, South Island Place, 8 Wong Chuk Hang Road, Hong Kong
香港黃竹坑道8號 South Island Place 3樓

T : +852 2522 6022
F : +852 2845 2588
kpmg.com/cn

目次

第1章	ビジネス環境	1
	1. 香港の概況	1
	2. 香港の活用方法	3
	3. 大湾区（グレーター・ベイ・エリア、GBA）計画	5
	4. 香港におけるイノベーション・テクノロジーセンター と新興産業の育成	7
第2章	香港への投資方法	12
	1. 事業形態	12
	2. 設立手続	13
	3. 法人構成	16
第3章	事業規制	18
	1. 年次コンプライアンス	18
	2. 外国人に対する要求事項、労使関係	20
	3. 減資、合併及び清算	22
第4章	会計・監査制度	25
	1. 会計	25
	2. 監査	25
第5章	税制	27
	1. 直接税	27
	2. 間接税	40
	3. 香港における租税協定	43
第6章	資本市場関連規制	45
	1. 株式公開	45
	2. 中国資本市場との相互アクセス	52
	KPMG香港事務所連絡先	54

第1章

ビジネス環境

1. 香港の概況

香港は、1839-1843年のアヘン戦争中の1841年にイギリスの植民地となり、その後長い時間をかけて自由貿易都市として発展し、アジアの貿易都市の中心となりました。1997年7月1日にイギリスから中国に返還され、「中華人民共和国香港特別行政区」として再出発しました。1984年の中英共同宣言により、中国に返還後の50年間は香港の資本主義経済、政治及び社会システムを変更せずに一国二制度を保つこととされています。中央政府は香港の外交政策及び軍事問題のみを担当し、その他の自由貿易、自由企業経済、低税率を保持することに関しては香港の自治に任せることが、1990年に中央政府が認めた香港基本法（Basic Law）に規定されています。

香港は、香港基本法第109条において、政府に国際金融センターとしての地位を維持することが定められています。外貨管理規制がないことに加えて、香港ドル、米ドル、ユーロ、人民元の即時グロス決済（RTGS）システムやPayment versus Payment（PvP）決済をはじめとする先進的な多通貨決済環境が整備されている点は、特に東京、シンガポールや上海といった他のアジア金融センターとの比較において、香港の独自の強みと言えます。また、他のPvP決済手段であるCLS銀行（Continuous Linked Settlement、他通貨同時決済を行う銀行）において人民元が加盟していない現状においては、引き続き香港がオフショア人民元の決済ハブおよびコーポレート・トレジャリー・センターとしての機能を果たせる場所として、国際的な地位を確固たるものにしています。

■ 人口

香港の人口は約750万人（2019年12月時点）。人口の92%は華人でそれ以外は他民族及び外国人になります。また、日本人は約2万6千人（2018年10月1日現在、在香港日本国総領事館管轄内在留邦人人数（在留届ベース））が香港に在留しています。

■ 言語

香港の公用語は中国語および英語です。香港では日常的には広東語が最も使用されていますが、ビジネスにおいては英語、普通語が一般に広く使用されています。

■ 宗教

宗教の自由は香港居民の基本的権利になっています（基本法等で守られています）。香港には仏教、道教、儒教、キリスト教、イスラム教、ヒンデュー教、ユダヤ教などがあり、そのほとんどは仏教と道教で占められています。キリスト教も幅広く信仰されています。

■ 面積及び地理

香港は中国の南部に位置し、面積は東京都の約半分の大きさの1,104平方キロメートルです。香港は香港島、ランタオ島、九龍半島、新界地区と262の島から成り立っています。

■ 通貨

香港の通貨は香港ドルで、米ドルとのペッグ制（自国の通貨と特定の通貨を連動させ一定水準に保つ制度）をとっています。中央銀行と呼べるものはありませんが、不安定要因が市場に出てくる場合は香港金融管理局がそれを調整するシステムが導入されており、2005年5月以降、1米ドル＝7.8香港ドルを基準として7.75～7.85の変動レンジを維持することが為替政策とされています（カレンシーボード制）。

■ 金利

香港の金利は、香港ドルの米ドルペッグ制を維持するために、米国の政策金利を追従する方針が採られています。一方で、海外から香港への資金流入が発生すると金利は相対的に低下方向に、逆に資金流出が発生すると相対的に上昇方向に圧力がかかるため、香港金融管理局が資金の流動性を調整することで金利の安定化を図っています。なお、市中金利については、中国本土と異なり、金利も市場主導型で各銀行の裁量に任されています。

■ 法制度

香港では一国二制度のもとで、法の支配と、行政府と立法府から独立した司法に基づくコモン・ロー制度が導入されています。また、香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）があり、世界各国・地域から集まった経験豊かな仲裁人が多数存在し、中国関連の仲裁実績も多くあります。香港の仲裁判断はニューヨーク条約締結国において執行可能となっています。

■ 政治・経済動向

2017年7月1日にイギリスから中国に返還され20周年を迎えました。中国返還20周年の記念式典において、中国政府は香港、マカオ、広東省の各政府と「広東・香港・マカオの協力深化による大湾区建設推進に関する枠組み協定」に調印し、大湾区計画が具体的に動き出しました。大湾区計画では2035年までに広東省9都市、香港及びマカオを合わせた経済圏を世界的な競争力を有する経済圏に成長させることが示されています。

2019年2月に香港政府は、逃亡犯条例を改正することを立法会（議会）に提案しました。これは、協定締結済みの20カ国・地域に含まれない中国本土などにも個別事案に応じて犯罪人を引き渡せるようにするものでした。しかし、これに反対する一部の市民が政府に対して抗議活動を行い、一時期は大規模なデモとなりました。香港政府は、2019年9月に逃亡犯条例改正案を正式に完全撤回しましたが、これまでの対応に不満を持った一部の市民による政府への抗議活動は長期化しています。この結果、香港経済にも大きな影響があり、2019年度通期の実質GDP成長率は通期でマイナス1.2%となる見通しですが、香港政府は、政府支出の20か月分超を賄える潤沢な財政準備金（1兆515億香港ドル）を背景に、いくつかの景気支援策を実施しており、今後も追加で実施が検討されています。

2. 香港の活用方法

(1) 低税率と簡易な税制

- 低税率：
給与所得税、法人所得税が他の国や地域と比較して各段に低く抑えられていることが特徴です。現在は給与所得税は最高17%、法人所得税は16.5%です。
- 簡易な税制：
税の種類自体が少なく、それぞれの本法の内容は極力簡明に記載され、その分量も少ないのが特徴です。さらに毎年の税制改正も他国と比較して少ないと言えます。ただし、簡素な税制ゆえ、政府予算に対する市民、職能団体との意見交換が活発に行われており、毎年税額控除等の改正が行われています。さらに、政府は電気料金や固定資産税（Rates）の補助など様々な面から市民に還元する優遇政策をとっています。
なお、香港では配当、利息の支払いに対する源泉税はありません。

(2) 地理的戦略拠点

香港は、中国本土やアジアでのビジネス展開を目指す成長企業にとって、理想的な位置にあります。アジアの中心に位置し、交通の便がとても良く、アジアの各市場へアクセスが容易にできるので、グローバル企業にとっては地理的な優位性をもつことができます。

- 日本との時差は1時間のみ。
- 香港国際空港は80社を超える航空会社が就航しています。将来のフライト数の増加予測にともない、第三滑走路を工事中であり、2024年に完成予定です。
- アジアのすべての主要市場に4時間以内のフライトでアクセス可能、5時間以内のフライトで行けるエリア内に世界の半分の人口が居住しています。
- 香港から中国本土市場へのアクセスが容易にできます。中国本土最大、かつ最も生産性の高い製造拠点である珠江三角洲（パールリバーデルタ）地帯は、香港のすぐ北側に位置しています。同地域には、香港企業および海外企業の数万の工場が存在し、多くのビジネスマンが日常的に香港との間を行き来をしています。深圳、広州、東莞などの主要都市は、消費財とビジネスサービスの大きな市場を形成しています。
- 香港と中国本土間の人と物の流れをより円滑にすべく、2018年に広深港高速鉄道（全長142Km、香港と広州間を約60分で移動可能）、港珠澳大橋（全長55Km、香港～珠海間を約30分で移動可能）が開通しました。

(3) 世界最大のオフショア人民元市場

世界最大のオフショア人民元市場である香港では、中国とその他の国との間におけるすべての貿易、当座勘定取引および、海外直接投資、対外直接投資について人民元による取引が可能です。また、人民元の預金、投資、保険など様々なサービスを受けることができます。

香港は中国本土から見ると人民元の国際化を達成できる理想的な市場と言えます。外国企業の視点で見ると、人民元を使用することで、人民元での取引を好む中国市場（顧客、サプライヤ）へのアクセス機会が増え、中国側での為替リスクへの対応等が不要となるなど、価格の透明性が得られ、取引の効率化が期待されます。

なお、オンショア人民元市場とオフショア人民元市場の関係は、オフショアの金融機関は限られた場合を除きオンショア人民元為替・金利市場にアクセスすることができず、その逆もできません。その結果、両人民元市場の取引参加者は異なり、レートも基本的に異なる点は留意が必要です。

(4) 資本や情報の自由な流れ

外貨管理規制のない香港では、自由な資本取引が行われる環境であり、海外との貿易、インバウンド、アウトバウンド投資なども対応し易い状況にあります。情報の規制、管理も厳しくなくインターネット上でも自由に情報が取れる流せるのはビジネスをする上では大変重要な強みになります。

(5) 日系企業の進出と日系企業へのサポート環境

日系企業の香港進出には様々な法人がそのサポートをしているのと同時に香港投資推進局（Invest HK）という政府系の団体がインバウンド投資のプロモーションを常に行っています。日本語を話せるスタッフもあり、海外で日本語を使用できる環境が整っています。

その他に政府による企業支援もあります。日系に限らず、特にスタートアップに対してはインキュベーションプログラム、設備購入やマーケティングを目的としたローンに対する支援、技術革新基金などの様々なプログラムがあります。

(6) 今後の香港

2019年の大規模デモなどの状況を受けて、香港の将来性についてネガティブな意見があることも事実です。しかし、中国政府が取り組んでいる大湾区計画により、香港を含む同地域は今後大きな経済成長が期待されています。とりわけ大きな成長が見込まれるイノベーション＆テクノロジー、金融、運輸・物流の3つの分野に対して香港が果たす役割は大きいです。また、中国政府が推進する「一帯一路」政策において、香港は地理的に中国とアジアのハブとなる重要な位置にあります。中国のゲートウェイとしての香港の役割の重要度は今後も増していくと考えられます。

香港は、大湾区計画の進展とともに、国際金融センター、運輸・物流ハブ、イノベーション＆テクノロジーセンター、国際紛争解決センターとして、さらなる発展を遂げることが期待されます。

3. 大湾区（グレート・ベイ・エリア、GBA）計画

大湾区計画が、香港経済の今後の成長にとっての重要な要素であることは間違いありません。大湾区とは、広東省9都市（深圳市、東莞市、広州市、恵州市、珠海市、中山市、江門市、仏山市、肇慶市）、香港及びマカオを合わせた経済圏を指し、その規模は面積56,000平方キロメートル、人口約7千万人、域内のGDPは1.6兆米ドルです。人口は東京の約2倍、ニューヨークの約3倍に相当します。

＜他ベイエリアとの比較＞	GBA	Tokyo	NY	San Francisco
面積(万km ²)	5.6	3.7	2.2	1.8
人口(百万人)	71.1	44.0	20.2	7.7
GDP (兆米ドル)	1.6	1.8	1.7	0.8
年間航空貨物 取扱量(百万トン)	8.0	3.6	2.2	1.2
年間航空旅客数(億人)	2.2	1.2	1.3	0.8
年間港湾コンテナ 取扱量(百万 TEU)	66.5	7.8	6.3	2.4

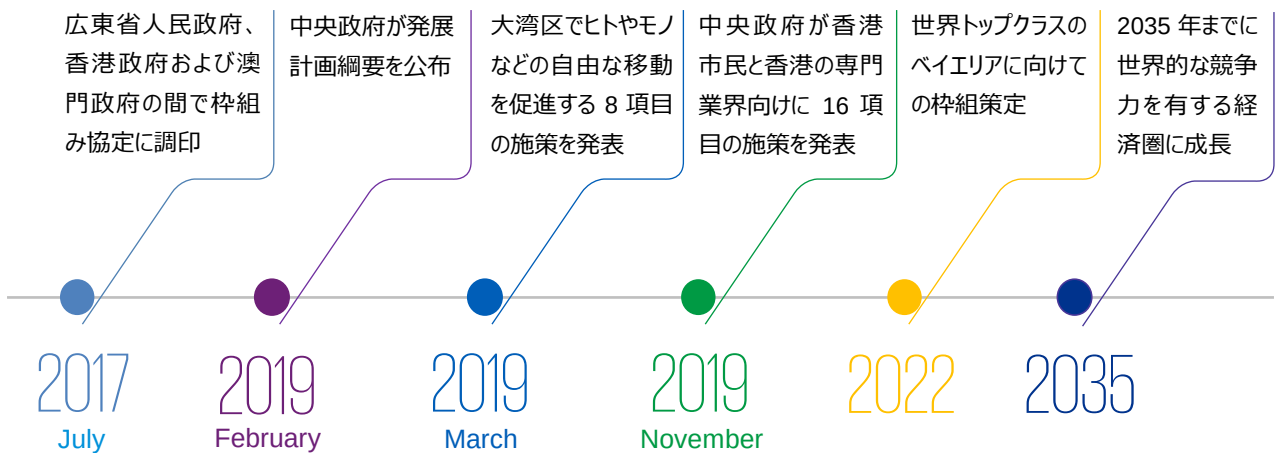
（出所：2019年4月香港政府公表資料を基に作成）

2017年7月の中国政府、香港、マカオ、広東省の各政府による「広東・香港・マカオの協力深化による大湾区建設推進に関する枠組み協定」の締結以降、大湾区計画は、国家戦略として本格的に動き始めました。2019年2月には、中国政府が「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」（以下、「計画概要」）を発表し、2022年までにその枠組みを策定し、2035年までに大湾区を世界トップクラスのベイエリアに成長させることが示されました。「計画綱要」では、具体的に以下の7つの発展分野が示されています。

大湾区計画における 7 大発展分野

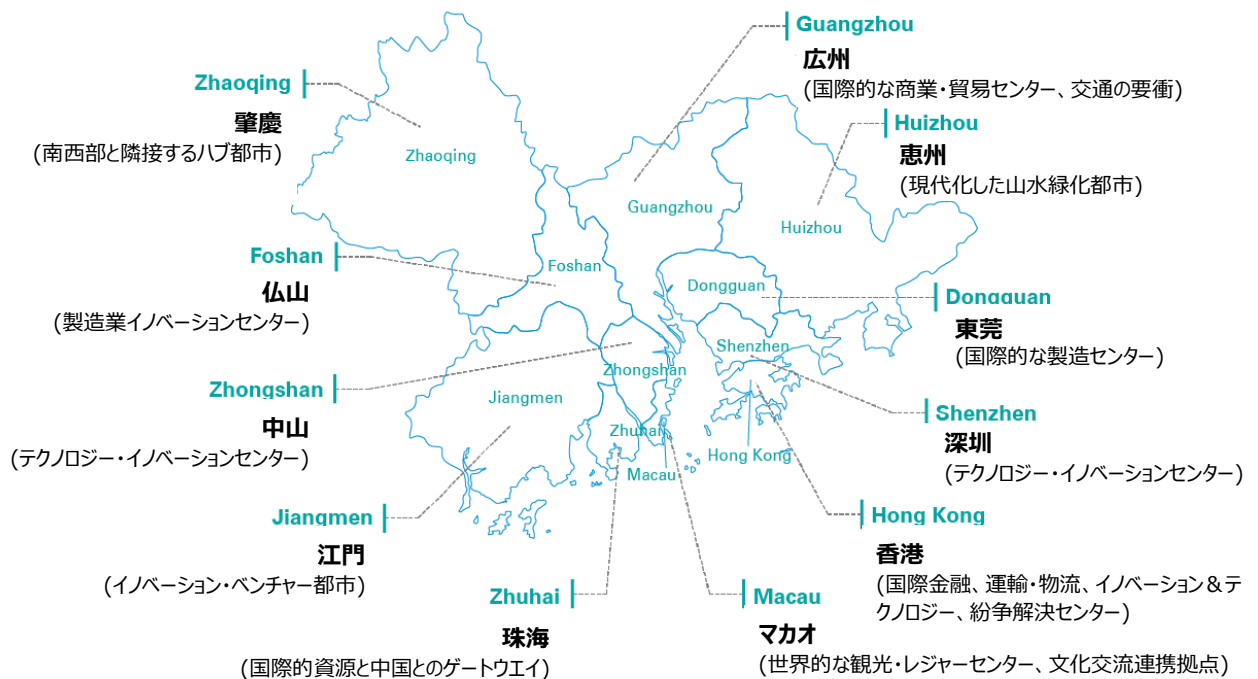
1. 国際的なイノベーションとテクノロジーハブの構築
2. インフラの接続性を促進
3. 世界的に競争力のある近代的産業システムの構築
4. 環境保護の促進
5. 質の高い生活圏の構築
6. 一帯一路構想における協力強化と共同参画
7. 広東・香港・マカオ間の相互協力プラットフォームの共同開発

＜大湾区発展計画のタイムライン＞

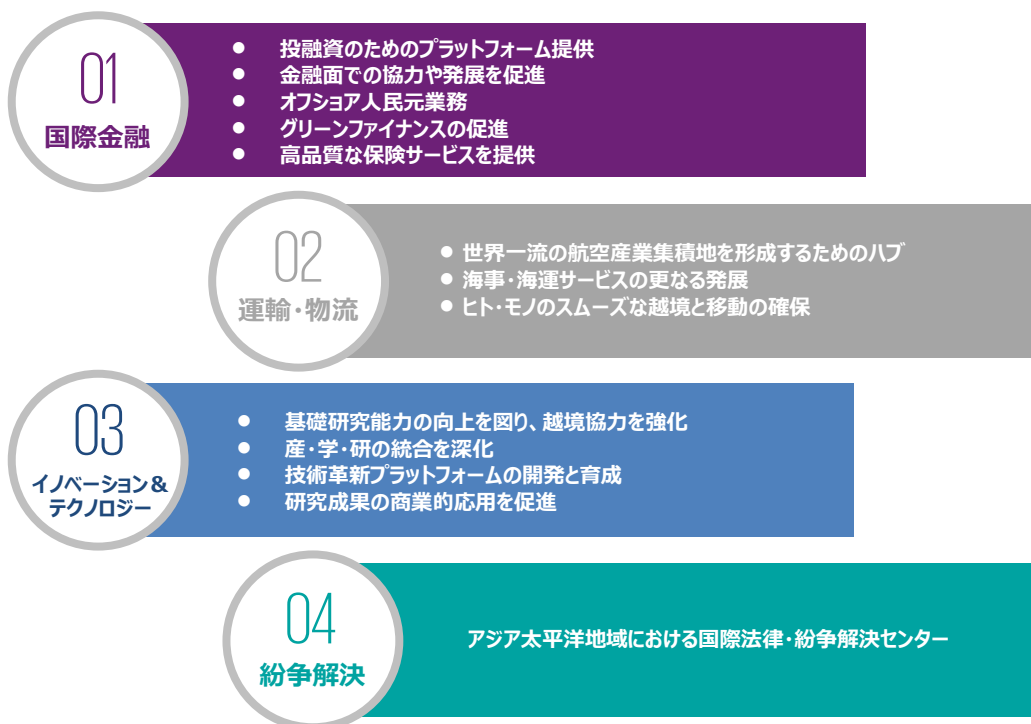


「計画概要」では各大湾区都市の主要な役割が定義づけられました。香港は、①国際金融センター、②運輸・物流ハブ、③国際的なイノベーションセンター・テクノロジーセンター、④アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決センターとして発展していくことが方向付けられています。具体的な施策については、継続的に「粵港澳大湾区建設指導小組」（広東・香港・マカオ大湾区建設指導チーム）会議が開催され、ヒト、モノ、カネの流通促進をするための取組みが提示がなされています。

＜大湾区都市群＞



<大湾区における香港の主な役割>



その他、医療サービス、高等教育、クリエイティブ産業といった分野において香港は強みをもっています。

(出所：2019年4月香港政府公表資料を基に作成)

4. 香港におけるイノベーション・テクノロジーセンターと新興産業の育成

(1) 大湾区計画における位置づけ

上述の通り、大湾区計画における7大発展分野のひとつとして、国際的なイノベーションとテクノロジーハブ機能の構築が挙げられています。この中で香港に求められている役割が、イノベーション・テクノロジー産業の発展と新興産業の育成です。具体的には、次の項目が「計画綱要」第4章において明記されています。

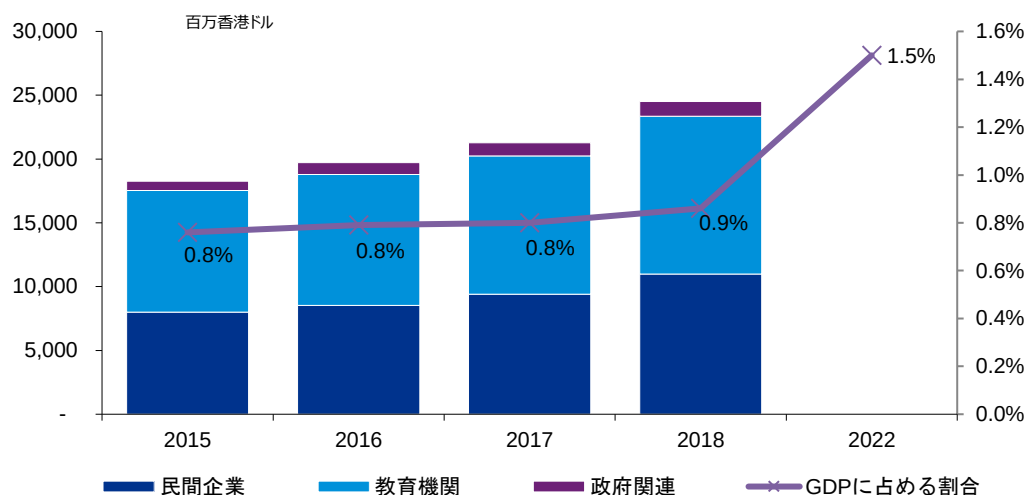
- 大湾区におけるイノベーション、ハイテクおよび研究開発関連の基盤となるパーク建設、研究開発センターおよび産業開発プラットフォームにおける香港の発展
- 革新的技術企業の資金調達を支援するため、株式取引市場を通じた資金援助プラットフォームの確立、香港のプライベートエクイティファンドによるベイエリア資金調達プロジェクトへの参加を支援するなど、さまざまな資金調達チャネルの積極的な拡大
- テクノロジー企業の香港上場資金調達プラットフォームへの参入
- 知的財産権を強化し、大湾区全体での学術的・技術的な交換を促進するための知的財産(IP) 情報共有プラットフォームの確立を促進するための方策を設定

また、グローバルイノベーションインデックス2019における経済又は越境クラスター部門において、深圳-香港テクノロジークラスターが世界第2位にランクされたこと、深圳との境界付近（落馬河套地区）におけるイノベーションテクノロジーパーク（港深創新及科技園）建設計画が推進されていることなど、隣接都市である深圳との相互協力・発展関係も注目されています。

(2) 重点分野と発展方針

イノベーション・テクノロジーセンター、新興産業育成に関して、香港政府は特にバイオテック、AI、スマートシティ、フィンテックの4つを重点分野と特定し、8つの発展方針（研究開発リソースの増加、技術研究人材の誘致、スタートアップイノベーション基金設立、技術研究施設の整備、現行法律および規制の見直し、政府データの公開、政府調達制度の見直し、科学教育の普及）を掲げています。例えば、研究開発については、2017年からの5年間に、GDPに占める研究開発費の割合を2倍の1.5%まで引き上げることが目標としています。

香港の研究開発費及びGDPに占める割合



（出所：香港創新活動統計資料を基に作成）

その他にも、近年様々な取り組みが相次いで導入され、それらが香港におけるイノベーション・テクノロジー及び新興企業向けエコシステムを構成しています。

主な取り組み：

香港上場基準の緩和	新興企業、無収入或いは無利益のバイオテック関連企業の香港上場要件が緩和されました。
研究開発費の優遇税制	研究開発費のうち、最初の200万香港ドルに対し300%の損金控除、残額は200%の損金控除が認められます。
創新及科技局（ITB）	イノベーションとテクノロジーに関する総合的な方針を策定する政府機関です。生産性改善と変革のため、技術ソリューションの提供による地元新興企業を支援することを目的とし、2015年11月20日に設立されました。

イノベーションテクノロジーファンド（創科創投基金；ITF）	1999年、香港政府は各種開発、技術レベル向上プロジェクトを支援する目的のため、50億香港ドルを投じてITFを設立しました。その後数回、計190億香港ドルの追加資金注入を行いました。ITFはさまざまなニーズに応える15のプログラムを設置しており、2019年1月までに9,514のプロジェクト（うち、3,757が研究開発）に対し、合計155億香港ドルの資金を提供することを承認しました。
研究開発キャッシュ・リベートシステム	研究開発キャッシュ・リベート制度は、特定地域の公的研究機関との連携強化を目的としています。このスキームの下で、企業は研究開発プロジェクトにおける支出の40%相当をキャッシュリベートとして受けることができます。
インキュベーションプログラム	香港政府は、香港科技园（HKSTP：サイエンス＆テクノロジーパーク）と香港数碼港（サイバーポート）の機能強化を進め、一定の予算を割り当てています。これらの組織により、対象となる新興企業はインキュベーションプログラムを含む様々な支援を受けます。

このような流れを受け、2019年の香港における新興企業の数 は3,184社となり、2017年の2,229社から42.8%増加しました。これら新興企業のうち、34%が香港域外の創業者によるものでした（主な内訳：米国15.4%、中国本土14.0%、英国12.5%、フランス7.0%、オーストラリア6.3%）。セクター別では、フィンテック14.3%、Eコマース・サプライチェーンマネジメント及び物流テクノロジー10.7%、IT10.1%、デザイン9.5%、専門・コンサルティング9%が主な内容となりました。（出所：Invest HK ウェブサイト）

(3) 金融イノベーションの取り組み

香港政府は、国際金融センターとしての香港が新たなフィンテック・ハブとして発展することを目標に掲げて取り組みを進めています。2016年以降に実施された金融イノベーションに関する主な取り組みは以下の通りです。

主な取り組み：	
フィンテック・スタートアップ支援	香港政府機関が中心となり、世界中から起業家、投資家、規制当局関係者等を招待したフィンテック・ウィークが2016年から毎年秋に開催されています。 スタートアップ企業の集積地であるサイバーポート（数碼港）内のフィンテック専用のエリア（Smart-Space FinTech）では、コワーキングスペースの提供、ネットワーキングイベントの開催、保険系フィンテック企業と保険会社のビジネスマッチング等の支援が実行されています。 また、フィンテック製品のトライアル環境である「規制サンドボックス」が各金融規制当局により整備、運用されており、スタートアップ企業による新たなサービス開発のコスト・時間の節減が進んでいます。
キャッシュレス社会の促進	2018年に香港金融管理局が主導的立場を取り、Open API フレームワークやQRコードによる即時決済サービス（Faster Payment System; FPS）の運用が開始されています。これらにより、香港のキャッシュレス化の促進、フィンテック製品の需要の更なる拡大が期待されます。
バーチャルバンキング	2019年、香港で初めて実店舗を持たないバーチャルバンク8行に対して営業免許が与えられました。これらのバーチャルバンキングは、香港において新たなフィンテック製品の開発を促進するだけでなく、特に消費者と中小企業に対してデジタルの特性を活かした利便性と価格優位性を示すことが期待されています。また、バーチャルバンクへの出資規制についても、従来の規制が緩和されており、金融業界以外の異業種からの参入も歓迎されています。
暗号通貨	ポートフォリオの10%以上を暗号資産（暗号通貨、ユーティリティトークン、セキュリティトークン、資産に裏付けられたデジタルトークン等）に投資するファンドは、香港証券先物委員会からライセンスを取得する必要があります。また、セキュリティトークンと暗号通貨先物の取引プラットフォームはライセンスを取得する必要があり、かつサービスの提供先はプロの投資家に限られる旨が「暗号資産の取引プラットフォームに対する規制のポジション・ペーパー」に明記されています。現在、ビットコインはセキュリティトークンに含まれないと解釈されているため、当該ポジション・ペーパーの対象外となっていますが、引き続き規制動向には注意が必要です。

ブロックチェーン	香港では2018年よりブロックチェーンベースの貿易金融プラットフォーム（eTrade Connect）が運用が開始されています。従来の原本書類を用いたマニュアル作業がデジタル化されることにより、貿易金融における効率性・安全性の向上が期待されています。また、eTrade Connectは、シンガポール、ヨーロッパ、中国本土における同様のプラットフォームとの相互接続に向けて引き続き開発が進められており、今後の急速に利用者が拡大することが考えられます。加えて、ストックコネクト（香港と上海・深圳と間における証券取引所を通じた双方向の人民元建て上場株式取引制度）取引を促進するため、ブロックチェーンを活用した新たなプラットフォームが開発されています。
インシュアテック	2018年にバーチャル生命保険会社が、2019年にバーチャル損害保険会社がそれぞれ営業免許を取得しています。 また、2018年には、ビッグデータとAIテクノロジーを活用して不正な保険金請求のパターンを検出する保険金請求詐欺防止システム（IFPCD）と、ブロックチェーン技術を活用して偽造書類を検知する自動車保険認証システム（MIDAS）の運用が開始されました。 さらに、保険業監管局によって設立された促進チームおよび将来の保険業界を議論するタスクフォース下に設置されたワーキンググループによって、各種インシュアテックの発展に向けた取り組みが進められています。
人材育成施策	金融イノベーションを進めるにあたり業界共有の課題は人材育成にあります。香港では香港金融管理局、香港応用科学技術研究所、サイバーポート、香港サイエンス&テクノロジーパーク、及び複数の高等教育機関が連携し、Fintech Career Accelerator Scheme（以下、FCAS）を2016年より導入しています（その後2018年からは更なる需要に応えるためFCAS2.0にプログラムを強化）。当該プログラムで、例えば深圳のフィンテック企業へのインターンシップ派遣や金融機関におけるフィンテック関連プロジェクトへのフルタイム勤務等を提供し、フィンテックに携わる人材プールの強化に取り組んでいます。

第2章

香港への投資方法

1. 事業形態

外国企業が香港に進出する形態として最も一般的なのは次の3種類です。

- (1) 駐在員事務所
- (2) 支店
- (3) 株式有限責任会社

この他、保証有限責任会社（Limited Company by guarantee）や非営利会社（Non Profit Making Company）やパートナーシップ等がありますが、一般的ではありません。

外国企業が香港へ進出する際に、どのような進出形態を選択するかは、香港におけるビジネス目的、事業活動の内容・規模、財務・税務戦略等に大きく依存することとなります。設立形態別の主なメリットは以下のとおりです。

設立形態	主な特徴
駐在員事務所	一般的営業活動は認められず、基本的には情報収集活動や連絡業務に限られるが、設立が容易で維持コストも低く、会計監査や納税の義務がない。
支店	一般的な営業活動が可能であり、会計監査の義務がない。
株式有限責任会社	一般的な営業活動が可能であり、香港の低税率での納税が可能になる。

2. 設立手続

(1) 駐在員事務所

駐在員事務所の設立は、外国企業が香港に事務所を設立する1つの手段ではありますが、駐在員事務所は、情報収集や連絡業務等の限られた機能しか持つことができず、事務所の賃貸契約、公共ユーティリティの契約及び従業員の雇用契約等の駐在員事務所の運営そのものに関する契約以外の契約を結ぶことはできません。そのため、通常、駐在員事務所は、外国の企業が大きな投資をする前に、香港市場を調査・分析する場合に多く利用されます。

駐在員事務所の設立は、会社条例に基づいて規定される会社登記ではないため、会社登記局に登録するのではなく、商業登記局（税務局の一部門）に事業登記（Business Registration）のみを行います。

駐在員事務所の活動範囲は上記のように制限があるため、営業活動を行う場合には、支店登記を行う必要がある点に留意しなければなりません。仮に駐在員事務所が、見積書や請求書等を発行している場合、営業活動を行っているものと判断されるケースもあるため、活動内容については注意が必要です。

○ 駐在員事務所の登録

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

- 1) Form 1(b)
- 2) 会社の登記簿抄本もしくは謄本のコピー
- 3) 上記2)の英訳もしくは中国語訳

上記を商業登記料と合わせて、商業登記局（Business Registration Office）に提出することになります。

○ 駐在員事務所の監査・税務

駐在員事務所は営業活動を行わないため、課税所得は発生せず、事業所得税（Profits Tax）の申告は行いません。税務当局から申告書が発行される場合もありますが、この場合は駐在員事務所としての活動を明記した上で、課税所得をゼロとして申告する必要があります。一方で、駐在員の給与所得については給与所得税の対象となります。

また、駐在員事務所に対しては、公認会計士による監査は法的には義務付けられていません。

(2) 支店

○ 支店の登録

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

- 1) 直近事業年度の決算報告書の認定英訳もしくは認定中国語訳
- 2) 定款の認定英訳もしくは認定中国語訳
- 3) 直近の登記簿謄本の真正な写しとその認定英訳もしくは認定中国語訳
- 4) 登録申請書 (Form NN1)
- 5) 商業登記局宛通知書(IRBR2)

上記を会社登記局に提出し、商業登記局（税務当局の一部門）にも商業登記を行います。

その後、毎年、年次報告書（Annual Return）を会社登記局に提出する義務が生じます。日本で決算公告の義務のある会社は決算期間12ヶ月以上の決算書の提出も必要です。また、本社の定款の変更、登記住所の変更、支店代表者の変更、増資、取締役の異動等があれば、これらの変更事項についても届出をする必要があります。

また、支店の場合、駐在員事務所とは異なり、契約締結について特に制限はありません。

○ 支店の監査・税務

支店の場合も現地法人の場合と同様、香港源泉の事業所得について事業所得税が課されます。また、支店に対しては、公認会計士による監査は法的には義務づけられていません。

(3) 株式有限責任会社

○ 会社の種類

株式有限責任会社の場合、公的会社（Public Company）と私的会社（Private Company）とがあり、定款上、下記の制限がある場合は私的会社とされます。

- 1) 株式の譲渡制限がある
- 2) 株主数が50人以下に制限されている
- 3) 株式や社債の公募が禁止されている

通常、外国企業の子会社として設立する場合は私的会社となります。

○ 会社設立の方法

会社の設立方法は手続上 (1)新規に発起人（通常はカンパニーセクレタリー会社になります）が会社を設立する方法と、(2)カンパニーセクレタリー会社や法律事務所等があらかじめ設立登記してある会社（Shelf Companyと呼びます）を購入する方法の二つがあります。但し、金融機関等のライセンスが必要な会社は新規設立が監督官庁が許可する際の要件になることがあるのであらかじめ確認することをお勧めします。

一般的には、会社設立に必要な書類はすべてカンパニーセクレタリー会社や法律事務所で作成します。設立に要する日数は、銀行口座開設までを含めて、(1)新規設立の場合、約3～4週間、(2)のShelf Company方法の場合、登録済の社名を変更しないのであれば、2～3週間と見込まれます。設立に要する日数は、サインの取付けや社名の変更、定款変更、銀行側の対応に関わる日数により異なります。

会社登記局（Companies Registry）への登録とは別に商業登記局（Business Registration Office）への商業登記を行います。

○ 株式有限責任会社の監査・税務

休眠会社を除くすべての株式会社は、公認会計士による会計監査が義務付けられています。ただし、会社条例上の特定の条件を満たした小規模会社については、財務報告書、取締役報告書の簡素化が認められています。

また、税務申告も毎年必要となり、その際に監査報告書付きの決算書を添付します。

3. 法人構成

(1) 会社名

会社名は英語名か中国名、もしくは両方での登録が可能です。株式有限責任会社と保証有限責任会社の場合、英語名には“Limited”を中国名には“有限公司”を必ず付けなければなりません。なお、希望する社名と同一または類似の商号がすでに登録されている場合は、その社名を使用することはできませんので、設立に際して類似商号の調査が必要となります。

(2) 資本金

2014年3月以降、授權資本制度及び額面株式は廃止され、すべて無額面株式となりました。発行可能株式総数は会社定款で定めることもできます。

(3) 株主

株主は最低1名必要です。株主の国籍や居住地の制限はありません。

(4) 取締役

私的会社の最低取締役数は、1名となります（公的会社は2名以上必要）。定款に特別な規定がない限り、取締役の人数に上限はありません。また、取締役の国籍、居住地の制限もありません。私的会社の場合、法人が取締役になることも可能ですが、最低1名の自然人の取締役が必要となります。取締役の任期は3年ですが、任期が3年以上に延長される場合は株主の承認が必要です。

(5) 監査役

会社条例上、日本のような監査役は規定されていません。ただし、上場会社には監査委員会が設置されます。

(6) 会計監査人

会社は必ず会計監査人を選任し、毎年監査を受ける必要があります。詳細は、第4章 会計・監査制度 2.監査 をご参照ください。

(7) 秘書役（カンパニーセクレタリー）

会社は必ず秘書役を選任しなければなりません。秘書役には香港居住の個人又は香港内に事業所がある法人であれば、誰でもなれますが（香港上場企業の場合は有資格者でなければなりません）、通常は専門の業者に依頼します。

秘書役の主な任務は会社条例で定められた書類の作成、当局への提出及び社内記録の保管等です。具体的には株券の発行、株主名簿の保管、株主総会や取締役会の議事録等の法定書類の作成、保管等を行います。

(8) 税務代理人

税務代理人の任命は任意ですが、通常、税務当局との窓口として依頼するケースが多く見受けられます。

第3章

事業規制

1. 年次コンプライアンス

香港私的有限会社に求められる年次コンプライアンスの概要は、以下の通りです。

(1) 株主総会 (Annual General Meeting ; AGM)

会計基準期間の最終日から9ヶ月以内に開催する必要があります。

ただし、株主全員の同意があれば株主総会を開催する必要はなく、書面決議で足ります。決議書及び株主総会で提出が必要な書類全てのコピーを株主に提出しなければなりません。

株主が一名の会社は株主総会開催の必要はありません。

(2) 年次報告書 (Annual Return)

会社設立の翌年より毎年、会社設立日から42日以内に年次報告書を会社登記局へ提出しなければなりません。年次報告書の作成・提出はカンパニーセクレタリーが行います。

年次報告書には主に次の事項を記載します。

- 1) 会社名称
- 2) 年次報告書更新年月日
- 3) 当該年次報告書がカバーする会計期間
- 4) 登記住所、E-mailアドレス
- 5) 資本金
- 6) 取締役、株主の情報（名前、住所等）
- 7) カンパニーセクレタリーの情報（名前、住所等）

(3) 事業登記証明書 (Business Registration)

香港で事業を行う場合、事業開始日から1カ月以内に事業登記を申請し、事業登記証明書を取得することが義務付けられています。また、登録した事業内容に変更が生じた場合、変更後1カ月以内にIRD（香港税務局）に書面で通知する必要があります。（Cap310: Business Registration Ordinance）

(4) 年次会計監査（第4章参照）

(5) 事業所得税申告書及び雇用主支払報酬申告書

事業所得税申告書（Form BIR51）及び雇用主支払報酬申込書（Form BIR56A及びIR56B）を毎年、IRD（香港税務局）へ提出する必要があります。第5章 1. 直接税 (2) 給与所得税（Salaries Tax） ⑤申告と納税参照。

(6) 雇用開始通知書、雇用終了通知書及び出国通知書

雇用開始通知書（Form IR56E）、雇用終了通知書（Form IR56F）及び出国通知書（Form IR56G）をIRD（香港税務局）の個人所得税部門に提出する必要があります。第5章 1. 直接税 (2) 給与所得税（Salaries Tax） ⑤申告と納税参照。

(7) 強制積立退職金（MPF）の積立（2. に対する要求事項、労使関係参照）

(8) 労働者災害補償保険への加入（Employees' Compensation Insurance）

労働者災害補償保険への加入が強制されています。また、雇用主は付保内容を明記した保険通告（Notice of Insurance）を事業所内に掲示する必要があります。

(9) 会計帳簿の保管

香港における会計・税務に関連する資料の保管期間については、香港会社法（Cap622）373～379条、税務条例51C条においてそれぞれ、以下の通り明記されています。

-香港会社法：決算期後7年間

-税務条例：該当する決算期の申告完了日から7年間

2. 外国人に対する要求事項、労使関係

(1) 就労ビザの取得方法

香港で外国籍者が就業する場合、当該者が香港にとって有益で、香港にはない特別な技術、知識、あるいは経験を有している、または香港経済に実質的に貢献できることが条件となります。

i 申請者が作成する書類

- a. 申請書 (ID 990A)
- b. パスポートのコピー
- c. 香港身分証 (Hong Kong Identity Card) のコピー (該当ある場合)
- d. 学歴や職歴に関する証明書のコピー

申請者に帯同する家族がいる場合、別途書類が必要です。

ii 雇用主が作成する書類

- a. 申請書 (ID 990B)
- b. 雇用契約書または辞令のコピー (役職・給与明細・手当・採用期間を明記)
- c. 商業登記証明書のコピー
- d. 財政状態を示す書類 (納税申告書、決算書など)
- e. 会社の業務内容に関する詳細な資料 (会社案内、商品カタログ、パンフレットなど)
- f. 事業計画書 (設立後 1 年未満の場合)

※申請日から遡り 18 カ月以内に他の外国籍従業員の就業もしくは研修ビザ/入国許可のビザを取得していた場合、雇用主は一部の書類 c～f を再度提出する必要はありません。

申請後ビザ発給までに、4週間程度かかります。就労ビザが許可されると、入国ビザ・ラベルが申請者に交付されるため、パスポートとともに入国審査官に提示し、入国許可を受けます。入国許可後の滞在可能期間は入国審査官により決定されます。入国後は期限到来ごとに、延長手続きを繰り返すことになります。

また、香港入境後30日以内に、香港身分証（香港ID）を申請する必要があります。香港では180日以上滞り認可を取得した満11歳以上の者は、身分証の携帯を義務付けられており、身分証がない場合はパスポートの所持が必要です。香港IDは公共病院で治療を受ける際や、銀行口座の開設、家屋の賃貸契約や公共施設の利用などにも必要となります。

(2) 外国人就業規則

外国人が就職できない民間職種は特に定められていません。なお、扶養家族ビザを得た駐在員家族の就労も認められています。

(3) 在留許可

就業または投資の意図を持つ場合、ビザ申請が必要となります。

(4) 現地人の雇用義務

雇用・登用に関して現地人を優先する法的定めはありません。

(5) 法定最低賃金制度

香港では、法定最低賃金制度法定最低賃金条例（Cap608. Minimum Wage Ordinance）が導入されています。なお、法定最低賃金は時給37.5香港ドル（約525円、2019年5月1日以降）と定められています。

法定最低賃金制度の詳細：勞工処のウェブページ（Labour Department - STATUTORY MINIMUM WAGE）参照

なお、付加給付（ボーナス、各種補助・手当、法定祝祭日、病気休暇・産休・解雇手当など）については、雇用条例（Cap57. Employment Ordinance）に定められています。

労働時間は、オフィスワークが週5日、それ以外は週6日が一般的です。

(6) 強制積立金制度（Mandatory Provident Fund : MPF）

強制積立金制度は、企業、従業員双方が積み立てを行う強制拠出型の退職金制度です。この制度の対象者は、原則、18～65歳の労働者であり、日本人駐在員など香港にて現地採用されていない外国人の加入は強制されません(香港永久居民を除く)。雇用者と従業員はそれぞれ、従業員の毎月の給与の最低5%（月給30,000香港ドル以上の場合、強制拠出上限の1,500香港ドル）を、登録されたMPF運営会社に預託します。従業員が退職する際に、雇用者はMPF積立金を解雇補償金、長期服務金として使うことができます。

※給与が既定の下限（月7,100香港ドル）に達していない場合、従業員側の拠出は免除されます。

※雇用者拠出分と従業員拠出分をそれぞれ別のMPF運営会社に預託することも可能です。

※解雇補償金、長期服務金：従業員の月間総給与×2/3×従業員の勤続年数として算定されます。従業員の月間総給与が22,500HK \$を超える場合は22,500HK \$を上限とします。また、支給金額の上限は390,000HK \$（約550万円）です。

3. 減資、合併及び清算

(1) 減資

従来の会社条例では、減資手続に際して裁判所が関与する必要がありました。現在の会社条例では、有償無償を問わず減資（Reduction of Share Capital）手続及び自社株購入（Share Redemptions and Buy-Backs）手続は、裁判所の認可なく実施することが可能となっています。減資手続と自社株購入の主な手続内容は、下表のとおりです。特別な項目としては、支払能力証明書（Solvency Statement）の作成が要求される点が挙げられます。

項目	手続内容
定款内容の確認	減資もしくは自社株購入に際し、定款による制限の有無を確認し、もし制限がある場合、臨時株主総会での出席者の75%以上の賛成を得る特別決議を経て、会社定款を修正する必要があります。
支払能力証明書	対象会社の全取締役は、如何なる債務も履行可能であることを取締役会決議で承認し、その要件と根拠を記した証明書に、日付、取締役氏名及び署名を付して発行する必要があります。
株主による承認	臨時株主総会開催のため、取締役はその招集通知を発行し、支払能力証明書日付から 15 日以内に臨時株主総会で減資もしくは自社株購入に係る特別決議承認が必要になります。
公告	上記の特別決議後に、香港政庁の官報に掲載し、同じタイミングで香港の新聞最低 2 紙(1 紙は中国語、1 紙は英語)で同内容を公表する必要があります。(あるいは、各債権者に書面で通知する必要があります)
登記	上記の公告開始（官報ないし新聞への公告のいずれか早い方）から 5 週間の株主及び債権者異議申立期間終了までの間、支払能力証明書及び Form NSC17(資本金報告書を含む)を香港会社登記所に備えおく必要があります。

(2) 合併

従来の会社条例では、合併制度は規定されておらず、会社が2社以上の統合を検討する場合では、一方の会社を清算し、他方の会社へ営業譲渡を行う方法と、新たに会社を設立し、両者の機能を新会社に統合する方法が考えられていました。また、必ず裁判所の認可を得る必要がありました。

現在の会社条例では、合併の規定が新設され、下記の条件に当てはまれば、裁判所の認可なしに合併手続を進めることができるようになりました。

- (1) 合併する法人は必ず香港会社であること
- (2) 香港会社は必ず有限会社であること
- (3) 合併会社同士は必ず100%保有のグループ会社間であること
- (4) すべての合併会社は必ず支払能力がある必要があること (被合併会社の直近12カ月以内に決済期限が来るすべての負債を支払うことができること)

そのため、グループ内での組織再編時の親会社による100%子会社の垂直合併及び100%子会社同士の水平合併を裁判所の認可なしに実施することが可能です。なお、垂直合併及び水平合併の主な手続内容は、下表のとおりです。

項目	垂直合併	水平合併
公告	株主総会決議により合併を承認する場合、各々の合併対象会社の担保付債務の債権者に対して書面にて通知する必要があるほか、株主総会の21日以上前までに、香港の新聞2社に公告する必要があります。 書面決議により合併を承認する場合、各々の合併対象会社の担保付債務の債権者に対して書面にて通知する必要があるほか、株主による決議書が持回りされる日までに香港の新聞2社に公告する必要があります。	
支払能力証明書	存続会社の全取締役は、存続会社が如何なる債務も履行可能であること、吸収合併される会社の直近12ヶ月以内に決済期限が到来するすべての債務（偶発債務や将来発生すると考えられる債務含む）を履行可能であること、並びに存続会社による浮動担保やその他担保がないことを報告し、その要件と根拠を記した証明書を発行する必要があります。	
株主による承認	● 吸収合併する親会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（書面決議は不可で必ず総会の開催が要求されます） ● 吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（書面決議も可）	吸収合併する子会社及び吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（ともに書面決議も可）
登記	株主による特別決議後15日以内に、香港会社登記所へ合併登記関連申請書類を提出する必要があります。	

(3) 清算

大きく分けて任意清算(「債権者による任意清算」又は「株主による任意清算」)と裁判所による強制清算の2種類に分かれます。

① 債権者による任意清算

「債権者による任意清算」とは、支払不能に陥った会社の株主及び債権者が、裁判所及び行政当局のいずれからも直接干渉や統制を受けない清算人を選任することによって行われる清算手続です。

② 株主による任意清算

「株主による任意清算」とは、会社に支払能力のある場合に採用できる清算手続であり、全ての債務が全額支払われた後、株主は出資した資本を回収します。また、会社の取締役は事前に所定の様式に従った支払能力証明書を発行する必要がある、株主総会の特別決議(75%の多数決による)によってその解散を決議する必要がある、また特別決議があった旨を官報に公告する必要があるなどの手続が必要となります。株主による任意清算の主な手続内容は、下表のとおりです。

項目	手続内容
支払能力証明書の発行	取締役の過半数が清算手続開始後 12 ヶ月以内に決済期限が到来するすべての債務を履行可能であることを記した証明書を発行する必要があります。なお、支払能力証明書には直近の資産負債の明細を添付する必要があります。
株主による承認	臨時株主総会開催のため、取締役は招集通知を 14 日前までに送付し、臨時株主総会で特別決議承認を得る必要があります。(書面決議も可) また、臨時株主総会において併せて清算人を選任します。
公告	上記の特別決議後 14 日以内に、香港政庁の官報に掲載するほか、清算人は選任後 21 日以内に、選任の旨を香港政庁の官報に掲載する必要があります。
税務申告及び残余財産の分配	税務局に清算開始の通知を提出し、タックスリアランスレターを入手の上で、清算年度の税金を納付します。その上で残余財産を清算人の管理の下で確定・分配します。
最終株主総会の開催	開催の 1 か月前までに香港政庁の官報において公告の上で、最終株主総会を開催します。
登記及び清算終了	清算人は最終株主総会開催後 7 日以内に議事録及び最終報告書を香港会社登記所へ提出します。提出の 3 か月後に自動的に清算が終了し、会社は解散します。

③ 裁判所による強制清算

強制清算手続は、会社に債務支払能力が欠けている等の事由による裁判所に対する解散の申立てによって開始される、破産管財人及び裁判所の管理下で厳格な手続のもとで行われる行われる清算手続です。

第4章

会計・監査制度

1. 会計

(1) 会計基準

香港の会計基準は2005年1月1日より国際財務報告基準（IFRSs）にフルコンバージェンスされており、実質的にIFRSsと同一基準です。すなわち、国際会計基準（International Accounting Standards、IAS）に対応したものと、香港会計基準（Hong Kong Accounting Standards、HKAS）を発行しており、さらに国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）に対応して、香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards、HKFRS）を発行しています。HKFRS及びHKASは、IFRS及びIASと基準名、基準番号について全て同一のものを採用しており、内容についても同等のものとしています。

また、IFRSの新たな発行・改訂、解釈指針（IFRIC Interpretation）の発行について、同内容であるHKFRSの発行・改訂及びHK（IFRIC）Interpretationを発行を行っており、これらの適用初年度も原則としてIFRSsに合わせています。

(2) 決算期の選択・変更

決算期が法定の中国本土の会社とは異なり、香港の会社は任意に決算期を設定することができます。一度設定した決算期の変更を行う場合は、年次株主総会での監査済財務諸表の承認前に取締役会決議が必要になります。ただし、決算期が18ヵ月を超えることは認められていません。

2. 監査

(1) 監査の概要

会社条例において、公開会社（Public Company）であるか私的会社（Private Company）であるかにかかわらず、全て公認会計士による会計監査を受ける必要があると定められています（香港会社条例第405条）。香港公認会計士協会は、公認会計士が監査実施に際して遵守すべき事項である「香港監査基準」（Hong Kong Standards on Auditing、HKSAs）を発行しています。香港監査基準は、会計基準と同様に「国際監査基準」（International Standards on Auditing、ISAs）を基本的に準用しています。HKSAs及びISAsは、基準名、基準番号を同一のものとしており、さらに内容についてもほぼ同等となっています。

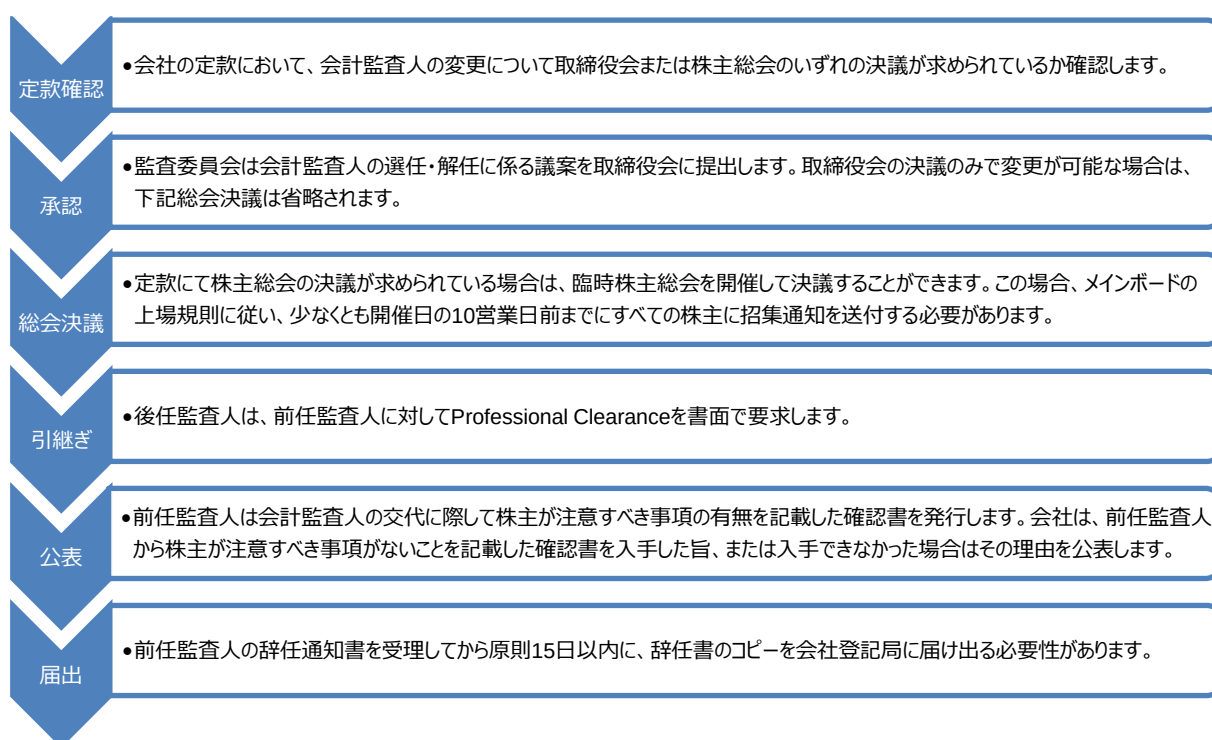
(2) 会計監査の期限

実務上は、税務上の申告期限が会計監査の期限となるケースが多く、税務上の申告期限は、12月決算の会社であれば翌年の8月15日前後、3月決算の会社であれば同年の11月15日前後に例年設定されます。

(3) 会計監査人の選任・解任

会計監査人は会社の年次株主総会により選任され、任期は次の年次株主総会までです。年次総会で会計監査人を選任しなかった場合には、株主は裁判所に申請して会計監査人を選任することができます。会計監査人を変更する場合、会社は現(前任)監査人に対して、監査人変更の意向を通知する必要があります。現(前任)監査人の辞任通知書を受理してから原則15日以内に、辞任書のコピーを会社登記局に届け出る必要があります。また取締役会において、新たな会計監査人を選任することを承認する必要があります。

メインボードに上場している会社において想定される具体的な監査人変更の手続例は以下の通りです。



第5章

税制

1. 直接税

所得に対して課される税金としては、次の3種類があります。香港には日本の贈与税に相当するものではありません。また、地方税也没有せん。

設立形態	主な特徴
事業所得税 (Profits Tax)	香港源泉の事業所得に対して課される。
給与所得税 (Salaries Tax)	香港源泉の役員報酬、給与、年金等の収入に対して課される。
不動産所得税 (Property Tax)	香港にある土地、建物の所有者が得る家賃収入に対して課される。 法人が事業所得税を課されている場合、不動産所得税は免除される。

○ キャピタルゲインに対する課税

投資目的で保有している不動産の売却益や投資有価証券の売却益に対しては、課税されません。但し、短期間に売買を行っている場合には、キャピタルゲインではなく事業所得であると認定されるケースがあるので、注意が必要です。キャピタルロスについても同様に税務上の損失/費用とは認められません。投資取引（非課税）と事業取引（課税）の区別は難しく、税務局と個々のケースで争われることが多くあります。下記の留意点がありますが、これらを総合的に勘案して判定することになるので、個々に会計・税務の専門家のアドバイスを受けることが必要となります。

- (1) 物件の内容：投資あるいは売買の対象になりやすいものかどうか
- (2) 所有期間：所有期間が短いと事業取引と見なされやすい
- (3) 取引回数：頻繁に売買をすると事業取引と見なされます
- (4) 広告宣伝：このような販売促進行為は事業取引と見なされやすい
- (5) 購入の動機/売却の動機

○ 受取配当金に対する課税

受取配当金は非課税です。

○ 知的所有権に対するロイヤリティーに対する源泉課税

支払先が香港居住者であるか非居住者であるかを問わず、配当や利息、その他いかなる所得の源泉に対しても、下記を除いて源泉税は課されません。

香港で事業を営まない者に対する知的所有権のロイヤリティーについては、支払額の30%を課税所得とみなすことになっています（支払額は全額損金算入）。従って法人に対する事業所得税16.5%を前提とすると実効税率は支払額の4.95%となります。但し、次の場合は、受取額全額が課税対象となります。

- 1) ロイヤリティーが関係会社に支払われ、かつ
- 2) 香港で事業を行っている者が当該知的所有権の一部または全部を所有している場合

○ 国外源泉所得（オフショア所得）

香港の領域外（オフショア）源泉所得は非課税です。但し、この領域内、領域外所得の判定は複雑で常に議論的となります。香港の税法は日本と異なり、詳しい規定がなく、過去の判例を参考に解釈せざるを得ないことがよくあります。従って、個々のケースについて、税務・会計の専門家によるアドバイスを受けることが必要になります。

- 1) 原則、以下の3条件を満たす場合に香港源泉の所得であるとみなされ、香港事業所得税の課税対象となります。香港内で事業活動が行われていること
- 2) 当該事業活動により利益が生じていること
- 3) 当該利益は香港内で生じ、獲得されていること

例えば、商品の売買であれば購入契約と販売契約の両方が香港内で締結されている場合は香港事業所得税の課税対象になり、両方が香港外で締結されている場合は課税対象外、どちらかが香港内で締結されている場合は課税対象と仮定されます。購入者が香港内の仕入業者（外国企業の買付事務所を含む）の場合は販売契約は香港内で締結されたとみなされ、商品が香港サプライヤーから購入されている場合は香港内での締結とみなされます。契約締結のために香港外に赴く必要がなく、締結が香港内で電話やファックス等で行われた場合は香港内での締結とみなされます。

所得源泉地を決定するにあたっては売買契約は重要な判断基準ではありますが、利益が生み出されるためのあらゆる工程が考慮されます。製造業の場合は、商品が香港内で製造された場合はその製品販売から得られた利益は香港事業所得税の課税対象となります。香港内で製造されたかどうかの判断は原料の調達、労働者の雇用、製品のデザイン、機械設備の設置場所等が判断基準となります。証券の売買であればこの証券取引所に上場されているものを販売したか、売買契約はどこでなされたか等が考慮されます。

なお、オフショア取引として非課税とされる場合、その所得に対応する費用も税務上否認されます。また、利益の源泉を明確にする事前審査制度が設けられています。

(1) 事業所得税 (Profits Tax)

① 課税基準と税率

香港源泉の事業所得に課税されます。税率は法人と個人で異なり、以下の税率が適用されます。

区分		法人 (外国法人を含む)	個人 (パートナーシップを含む)
標準税率		16.5%	15.0%
二段階の事業 所得税税率制度	2百万香港ドルまで 2百万香港ドル超	8.25% 16.5%	7.5% 15.0%

2018年3月29日に香港税務改正条例（第3号）（事業所得条例）が公示され、二段階の事業所得税率制度が導入されました。この制度は法人及び個人の両方に適用されます。

ただし、二段階の事業所得税率制度を選択することができるのは、関連企業（connected entity）グループのうち1社のみです。グループ企業はどの企業が軽減税率を享受すべきかを特定して選択する必要があり、一度選択した後は当該課税年度中に取り消すことはできません。従って、グループ企業は軽減税率のメリットを最大限享受するため、既存のストラクチャーを見直すことも選択肢として考えられます。なお、2019/20年度の法人税については、20,000香港ドルを上限とした100%減税が適用される予定です。

② 申告と納税

日本のような申告納税方式ではなく、申告した後に税務局から賦課決定通知書を受け取り、支払います。

課税年度は毎年4月1日から翌年3月31日です。

課税年度2019/2020年と言う場合は2019年4月1日から2020年3月31日までの期間を指します。法人の場合、それぞれの課税年度内に終了した会計期間が対象となります。

申告用紙（Profits Tax Return）は通常毎年4月1日付で税務局が各納税者に書留で郵送します。

申告期限は、Tax Return発行の日付から1ヶ月ですが、通常下記の申告期限の延長（Block Extension Schemes）が認められます。

会社の決算日	延長後申告期限	電子申告の場合の 延長後申告期限	納税予定時期
12月1日～12月31日	翌年8月中旬	翌年8月下旬	11月（第1回）、翌1月（第2回）
1月1日～3月31日	同年11月中旬（注）	同年11月下旬	2月（第1回）、4月（第2回）
4月1日～11月30日	翌年5月上旬	翌年5月中旬	11月

（注）欠損の場合には、翌年2月上旬までの再延長が認められています。

申告の後、通常約1ヶ月後に税務局から賦課決定通知書（Notice of Assessment）が送付されて来ます。賦課決定通知書に税金の支払期限が記載されていますので、それに従って支払います。

通常、確定税額及び、翌年予納税額の75%を第1回納税予定時期に、残り25%を第2回納税予定時期に支払います。但し、4月～11月決算の会社は通常年1回払いです。

前述の賦課決定通知書には、通常翌年度も同額の所得が生じるものとみなして予納税額が記載されています。もし、翌年度の所得が前年度の所得の90%以下と見込まれる等の場合は、予納税額の減額又は取消しの申請（Hold Over）を納税期限の28日前または通知書の発行日の14日後のいずれか遅い日までに行うことができます。

③ 損金算入項目と不算入項目

一般的に課税所得の稼得のために発生した費用は控除されます。

損金不算入項目の主なものは次のとおりです。

- 家事関連費ないし個人的支出
- 資本的支出及び改良費
- 貸倒引当金（一般引当）
- 減価償却費は後述の額のみ控除
- 支払利子については概ね下記の借入に対して支払った利子のみ損金とされます。
 - a. 借入金が香港又は海外の金融機関からであり、かつ、その借入金に対して借入する会社又はその関連会社の預金担保等（その利息が香港で非課税となる預金等）がついていない場合。関連会社の保証があっても問題なし。
 - b. 貸付側の受取利子が香港で課税される場合。
 - c. 借入金が第三者からのものであり、その資金の用途が棚卸資産または償却資産の購入である場合。

従って、例えば日本の親会社から直接香港子会社が借入れを行い、利息を支払った場合、全額損金否認される場合が多いので注意が必要です。なお、一定の要件を満たす場合、香港外の関連会社からの借入に係る支払利息について、損金算入が可能となりました(下記⑦参照)。

④ 減価償却

会計上の減価償却費は税務上の損金とされず、かわりに下記の税務上の減価償却費が控除されます。

	初年度特別償却	年次償却
工業用ビル	20%	4% (定額法)
商業用ビル	ゼロ	4% (定額法)
設備及び機械	60%	10%, 20%, 又は30% (定率法)

その他の個別規定：

コンピューターのハードウェア、ソフトウェアへの投資及びその他特定の支出	購入初年度に全額損金算入
環境対応型の機械及び設備の資本的支出	購入初年度に全額損金算入
環境対応型の建物付属設備	年次償却 20% (定額法)
環境対応型車両の資本的支出	購入初年度に全額損金算入

日本のように少額固定資産について取得年度の損金と認める簡便的な方法は香港にはありません。

設備及び機械については、各償却率の資産ごとに合算して償却する「プーリング・システム」が認められています。

⑤ 繰越欠損金

税務上の欠損金は無期限に繰り越すことができます。ただしグループ会社へ付け替えたり、繰り戻したりすることはできません。

⑥ 移転価格税制

2018年7月に香港においても移転価格税制が制定しました。その主な内容は以下の通りです。

- 三段階の移転価格文書化アプローチ（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）が採用されている

<移転価格文書化の目的>

- 関連者取引が独立企業間取引と同様の条件であることを証明すること
- 香港の移転価格税制に準拠し、合理的な努力義務を果たしていることを証明すること

- マスターファイルおよびローカルファイルの記載内容は、OECDガイドライン及びBEPS行動計画と概ね一致している
- マスターファイルおよびローカルファイルの作成には、小規模会社の負担軽減のため免除基準が設けられている

01. 事業規模に基づく基準値

（下記の3つの条件のうち、2つ以上を満たす場合、マスターファイル及びローカルファイルの作成が免除される）

- 年間総収入…400 百万香港ドル以下
- 総資産額…300 百万香港ドル以下
- 平均従業員数…100 名以下

02. 関連者取引の規模に基づく基準値

（取引種類ごとの関連者取引金額が下記の基準を満たす場合、当該取引に関する文書化が免除される）

- 有形資産取引… 220 百万香港ドル以下
- 金融資産取引…110 百万香港ドル以下
- 無形資産取引…110 百万香港ドル以下
- その他の取引…44 百万香港ドル以下

- ただし、香港納税者は移転価格文書化の要件を満たさない場合であっても、移転価格文書を作成することが推奨されている
- 年間連結収入が68億香港ドルを超えるグループは、2018年1月1日以降に開始する会計期間において、国別報告書を提出することが要求される。なお、日本に最終親会社があるグループの香港子会社の場合は日本の税法における基準値が参照されることとなり、連結総収入1,000億円以上の場合に、2018年1月1日以降に開始するグループの会計期間終了後3カ月以内に、通知書を提出しなければならない
- 2018年4月1日以降に開始する会計期間に関し、マスターファイルおよびローカルファイルを作成しなければならない。なお、マスターファイル及びローカルファイルは、事業年度末から9カ月以内に準備しなければならない
- マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書は、中国語または英語で準備する必要がある。
- 移転価格ルールは、取引、専門的事業及び事業を行うための恒久的施設（PE）を香港に有するすべての非居住者に適用される。なお、PEに帰属する損益は、PEを分離された個別の法人として扱い、いわゆるOECD承認アプローチを採用することによって決定する
- 二国間及び多国間のAPAだけでなく、1か国のみでのAPA申請（ユニラテラルAPA）も申請可能となる予定

⑦ コーポレート・トレジャリー・センターと香港外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入

2016年4月1日以降、コーポレート・トレジャリー・センター(CTC: Corporate Treasury Centre)に対する税務上の優遇制度として、一定の要件を満たす適格CTCについて優遇税率(16.5%→8.25%)の適用が可能となりました。同時に香港外の関連会社からの借入に係る支払利息について、一定の要件を満たす場合、適格CTCに限定せず、損金算入が可能となりました。

- 適格CTCの要件(下記いずれか)
 - コーポレート・トレジャリー活動(Corporate treasury activity)のみ行っている。Cash poolingなど関連会社との間での借入・貸付や、関連会社への資金繰り管理等の財務関連サービス、支払代行、保証の提供など。
 - 総利益と総資産のうち、75%以上がコーポレート・トレジャリー活動に関連する等の、セーフ・ハーバー・ルール(Safe Harbor Rule)を満たす。
 - 香港内国歳入庁長官により認可を受ける。
- 香港外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入要件(下記すべて)
 - 通常グループ・ファイナンス事業(intra-group financing business)の一環として、香港外の関連会社(non-Hong Kong associated corporation)から借入れている。
 - 香港外の貸手の受取利息に適用される税率が香港参照税率(the reference rate:すなわち16.5%、または借手が香港適格CTCの場合は8.25%)以上である。
 - 貸手が利息を使用及び享受する権利を有しており、貸手は第三者に当該利息を受渡す法的又は契約上の責務を有していない。
- 優遇税率を受けるための要件(下記すべて)
 - 取締役会などの経営実態が香港にある。
 - 実質的な事業活動が香港で行われている。
 - 優遇税率適用について書面で申請する。

⑧ 航空機リース税制

2017年7月に導入された航空機リースの優遇措置の主な内容は、以下の通りです。

- 「適格要件を満たす航空機の貸手」が計上した航空機リース収入は、その純リース収入に対して1.65%の税率で課税される。
- 「適格要件を満たす航空機リース管理取引」には8.25%の税率が適用される。

当該優遇措置に関して、航空機リース事業は複雑であることから、2017年10月にDIPN54が公表され、多くの実務上の取り扱いが明確化されています。

⑨ 船舶リース税制案

香港政府は、2020年1月に特定の船舶リース活動に対する優遇税を正式に導入する法案を提出しました。2020年4月以降の所得に対して適用見込みです。税制案の主な内容は以下の通りです。

- 香港を起点とする船舶リース事業者及び船舶リース管理会社からの所得は課税対象とみなされる。船舶リース事業者に対する課税対象にはファンディングリースまたはファイナンスリースの受取利息が含まれる
- 適格リース事業者のオペレーティングリースの課税所得は、リース総額（残存価値保証の支払額を含む）から損金算入可能費用（税制上の減価償却は含まない）を控除した後の20%とする
- 適格リース事業者のファンディングリースによる課税所得は、当該リースにおける総金融収益（すなわち、利息）から損金算入可能費用を控除した金額とする
- 「適格船舶リース事業者」の利益に対する税率は0%とする
- 「適格船舶リース管理活動」を行っている「適格船舶リース管理会社」に対しても、優遇税率が設けられている。「適格船舶リース管理活動」の範囲は広く定義されており、船舶自体の調達及びリースに係る通常のリース管理活動の他に、関連会社が船舶を取得する際の融資、及び船舶オペレーターが船舶リース事業者から船舶を取得する際の融資等の広範囲な財務活動が含まれる
- 「適格船舶リース管理会社」の利益に対する税率は、関連会社へのサービス提供の場合は0%とし、非関連会社の場合は8.25%（すなわち、通常税率の50%）とする

⑩ 研究開発費の損金算入額拡大

2018年5月に研究開発（R&D）活動に関連して発生した一定の経費に関する損金算入額拡大に関する優遇税制が導入されました。この制度では、R&Dによる支出を2つの大区分（区分Aと区分B）して分類し、一定の条件を満たす場合に損金算入制度を適用します。

区分	概要	支出の対象範囲
区分A	基本的にR & D支出額の100%が損金算入の対象	香港域外、又は一部香港域外で行われるR&D活動に関連する場合、この支出のうち一定割合が損金算入対象
区分B	R&D支出額について2段階で損金算入額が拡大 ● 200万香港ドルまで：300% ● それを超える金額：200%	関連するR&D活動が完全に香港域内で実施される場合のみ対象

(2) 給与所得税 (Salaries Tax)

① 被雇用者の報酬

給与所得についても、香港源泉の所得についてのみ課税されます。

以下の場合には、すべての報酬が、香港源泉の所得として課税対象となります。ただし、被雇用者の香港における滞在が課税年度内（4月～翌3月）において合計で60日を超えない場合、給与所得税は免除されます。

- (a) 雇用主の経営管理が香港で行われている
- (b) 雇用契約が香港で交渉、締結され法的効力を有している
- (c) 報酬が香港で支払われている

上記以外の場合については、報酬を香港における滞在期間で按分した金額が、課税対象となります。ただし、日港租税協定により、香港における滞在が課税年度内（4月～翌3月）において合計で183日を超えない場合には、給与所得税は免除されます。

② 取締役の報酬

役員報酬または他の何らかの職位に就いていることにより受取った収入の源泉の決定については、法律上、その職位が存在する場所が源泉地とみなされます。香港会社の取締役には、従業員との雇用関係であれば適用される60日ルールが適用されず、たとえ60日以内の香港滞在であっても、その役員報酬に対して給与所得税が課せられます。しかしながら、取締役は従業員との兼務も可能であり、従業員として提供した役務に対する給与を受取ることができ、この給与の源泉地の決定は役員報酬とは区別して行うことが可能です。

③ 香港会社の従業員で長期外国出張している従業員

長期間海外出張（中国など）をしている社員が海外と香港で二重課税されないよう税務条例 Section 8(1A)(C)の規定により外国において所得税を課された所得についてはその部分についてのみ給与所得課税を免除する制度があります。

④ 課税所得

課税対象となる給与所得は賃金、給与、賞与、手数料、チップ、休暇手当、会社負担所得税、子女に対する教育補助金等です。

○ 住宅補助

会社が社宅を提供したり、家賃の全額または一部を負担する場合、下記をみなし家賃補助 (Rental Value) として課税所得に加算します。なお、ホテル宿泊の場合は別途規定があります。

- 家賃の全額を会社が負担するケース： 課税所得の10%
- 家賃の一部を会社が負担するケース： 課税所得の10% - 個人負担分

(例) 家賃が30,000香港ドル/月で会社負担の家賃補助が27,000香港ドル/月の場合

給与所得 (Salary)	600,000香港ドル	
みなし家賃補助 (Rental value)	+ 60,000香港ドル	600,000香港ドル * 10%
個人負担分 (Rent paid)	▲ 36,000香港ドル	3,000香港ドル * 12ヶ月
課税所得合計	624,000香港ドル	

⑤ 申告と納税

a. 雇用主側の義務

○ 雇用開始通知書

Notification by an employer of an employee who commences to be employed (Form IR56E)

雇用主は給与所得税納税の必要があるとみられる者を雇う場合、雇用開始から3ヶ月以内にこの通知書を税務局に提出しなければなりません。

○ 雇用主通知書

Employer's Return of Remuneration & Pensions (Form BIR56A, IR56B)

この通知書は通常毎年4月1日付で税務局より発行され、雇用主宛に郵送されます。雇用主はこの通知書の発行日から1ヶ月以内に給与所得税納税の必要があるとみられる者の給与等を記入し、税務局へ提出しなければなりません。

○ 雇用終了通知及び出国通知

Notification by an employer of an employee who is about to cease to be employed (Form IR56F) & Notification by an employer of an employee who is about to depart from Hong Kong (Form IR56G)

従業員が退職又は香港から出国する場合は、退職日または出国日の1ヶ月前までに上記書式のいずれかによって、税務局に通知しなければなりません。

b. 本人の申告と納税

○ 給与所得税申告書

Tax Return-Individuals (Form BIR60)

税務局から納税者に直接郵送されます。通常5月の第1営業日付で発行されます。納税者は、既に雇用主が提出したEmployer's Returnの写しをもとに給与ボーナス等の欄を記入し、その他の所得があればそれらも加算して記入します。提出期限は申告書に記載してある発行日から1ヶ月以内です。

初めて香港給与所得税の対象になる人の場合、申告書の送付が遅れる場合が多々あります。

○ 課税通知書

Assessment Demanding Final Tax and Notice for Payment of Provisional Tax

給与所得申告書の提出から約3ヶ月後に、課税通知書が納税者本人に郵送されます。課税通知書には支払期限と税額が記載されていますので、それに従って支払うことになります。通常は2回の分割払いで1回目、2回目それぞれの支払期限が記されています。翌年度分の予納税額も合わせて記載されており、この税額と合わせて支払うことになります。通常、第1回目の支払期限は1月から3月の間、2回目は1回目の約3ヶ月後です。

⑥ 給与所得税率

給与所得税額は次の(a)又は(b)のいずれか低い方の額となります。

- (a) 人的控除以外の控除可能額及び認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額の15%
- (b) 人的控除及びその他の控除可能額、認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額に対して、下記の累進税率を適用して算出した税額

2019/2020年度			2020/2021年度		
人的控除後の所得 (香港ドル)	税率 (%)	税額 (香港ドル)	人的控除後の所得 (香港ドル)	税率 (%)	税額 (香港ドル)
50,000以下	2.0	1,000	50,000以下	2.0	1,000
50,001-100,000	6.0	3,000	50,001-100,000	6.0	3,000
100,001-150,000	10.0	5,000	100,001-150,000	10.0	5,000
150,001-200,000	14.0	7,000	150,001-200,000	14.0	7,000
200,001以上	17.0		200,001以上	17.0	

2019/20年度を支払については、20,000香港ドルを上限とした100%減税が適用予定です。

⑦ 人的控除、その他の控除（限度）額

■ 人的控除（限度）額

項目	2019/20年度	2020/21年度
基礎控除（未婚）	132,000	132,000
基礎控除（既婚）	264,000	264,000
寡婦（夫）控除	132,000	132,000
障害者控除	75,000	75,000
子女控除（1人につき）		
第1子から第9子まで		
出生年度	240,000	240,000
その他の年度	100,000	100,000
扶養父母控除、扶養祖父母控除（1人につき）		
扶養対象者が60歳以上の場合	50,000	50,000
扶養対象者が55歳から59歳の場合	25,000	25,000
扶養障害者控除	75,000	75,000
扶養兄弟（姉妹）控除（*）	37,500	37,500

（*）同じ被扶養者に子女控除が申請されていないことが要件となります。

■ その他控除（限度）額

項目	2019/20年度	2020/21年度
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者介護費用	100,000	100,000
退職給付に関する強制積み立て	18,000	18,000
住宅ローン利子	100,000	100,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで
任意保険制度の保険料	被保険者1人あたり 8,000	被保険者1人あたり 8,000
年金保険料及びMPFへ任意拠出	60,000	60,000

(3) 不動産所得税 (Property Tax)

香港にある土地建物の所有者が得る家賃収入に対して課されます。

税率15%ですが、賃貸収入額20%相当額の法定控除が認められる為、実効税率は12%となります。

香港で事業を営む法人についてはいくつかの適用除外規定があります。

(4) 相続税 (Estate Duty)

2006年2月11日に施行された税務条例により、相続税は撤廃されました。

2. 間接税

(1) 印紙税 (Stamp Duty)

不動産譲渡、不動産リースおよび株式譲渡の契約に際して印紙税が課されます。

① 不動産譲渡

不動産譲渡には、印紙税 (Ad valorem Stamp Duty: AVD) が課されます。

■ 印紙税率 (Ad valorem Stamp Duty: AVD)

不動産譲渡価格 (香港ドル)	均一税率	第1基礎 税率	第2基礎 税率
2,000,000以下	15%	1.5%	100香港ドル
2,000,000超 3,000,000以下		3.0%	1.5%
3,000,000超 4,000,000以下		4.5%	2.25%
4,000,000超 6,000,000以下		6.0%	3.0%
6,000,000超 20,000,000以下		7.5%	3.75%
20,000,000超		8.5%	4.25%

- (注) 1. 税率適用の金額を大きく超えない場合には、段階税率を適用できる場合があります。
2. 均一税率は居住用不動産に対して適用されます。
3. 第1基礎税率は、非居住用不動産に対して適用されます。
4. 第2基礎税率は、香港永久居民が、他の居住用不動産を所有していないなど一定の要件を満たす場合に適用されます

さらに、住宅不動産売買に対しては、売買日の売却価格もしくは、売買日の市場価格のいずれか高い金額に対して、以下の特別印紙税 (Special Stamp Duty: SSD) が課税されます。SSDは売り手と買い手に連帯納付の義務があります。

■ 特別印紙税率 (Special Stamp Duty: SSD)

不動産保有期間	税率
6ヶ月以下	20%
6ヶ月超、12ヶ月以内	15%
12ヶ月超、36ヶ月以内	10%

また、法人または香港永久居民以外の個人が住居用不動産を購入する場合には、更に15%の印紙税（Buyer's Stamp Duty：BSD）が購入者に対して課されます。

- 居住用不動産取得にかかる購入者の印紙税率

対象	税率
法人または香港永久居民以外の個人	15%

② 不動産リース

リースには、以下の印紙税が課されます。

- 不動産リースにかかる印紙税率

リース期間	税率
未定また未確定	年間もしくは平均年間賃料の0.25%
1年以内	リース期間の支払い賃料総額の0.25%
1年超3年以内	年間もしくは平均年間賃料の0.5%
3年超	年間もしくは平均年間賃料の1.0%

③ 株式譲渡

株式の譲渡の場合の税率は0.2%です。

ただし、グループ内（持株比率が90%以上の子会社間、もしくは親子間）でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、免除申請をすることができます。なお、上記持株関係は取引日から2年間変動がないことが条件となります。

(2) 固定資産税（Rates）

不動産に課される税金として、政庁が不動産賃貸価格等を参考に評価額を定め、その評価額に一定の率を掛けて算出されるものがあります。

税率は5%ですが、政府減税措置により、2019/2020年度は、各不動産につき各四半期1,500香港ドルを上限として免除されます。また、2020/21年度は、香港域内不動産については各四半期1,500香港ドルを上限として、香港域外不動産については初めの各2四半期で5,000香港ドルを、残りの各2四半期については1,500香港ドルを上限として免除される予定です。

(3) 輸入税

香港は自由港ですので、輸入品に対する一般的な関税はありませんが、蒸留酒、タバコ類、燃料、自動車については一種の物品税が課されます。

ビール、ワイン、その他の酒類(蒸留酒を除く)に対する間接税は、2008年2月27日以降撤廃されました。

(4) 賭博税

合法的な賭博による収入に対して課税されます。税率は以下のとおりです。

- 競馬：純利益額に応じて税率（72.5-75%）が設定されています。
- マークシックス（宝くじ）：収益額の25%
- サッカーくじ：純利益額の50%

(5) その他

空港出国税（HK\$120）や、商業登記局へ登記をした場合には商業登記料（Business Registration Fee）の支払いなどが必要になります。

ホテル施設税は2008年7月1日より撤廃されました。

3. 香港における租税協定

(1) 租税協定 Double Tax Agreements (DTAs)

香港の税制は国外所得免除方式のため、二重課税を考慮する必要は実務上ではあまりみられません。しかしながら、香港の源泉規定が他の所轄地域と齟齬をきたしている場合、または、海外源泉所得が香港で課税対象と見なされる場合には、二重課税防止措置が適用されるケースがあります。外国税額控除は、香港行政長官が租税協定を締結している他の所轄地域において、香港居住者が課税された場合にのみ適用されます。

租税協定は全所得を対象としたもの、航空事業に関する所得に限定したもの、国際船舶業務に関する所得に限定したものの3つがあります。また通常、租税協定は「改正・締結交渉開始」「基本合意」「署名」「発効」「適用」という手順を踏みます。2020年2月現在、以下の国々との租税協定が署名されています。

オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルネイ、カンボジア、カナダ、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ガーンジー島、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー諸島、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マカオ、中国、マレーシア、マルタ共和国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、ベトナム

(2) 日港租税協定の概要

- 配当・利子・使用料に係る軽減税率（日本→香港への支払のみ）

下表は配当、利子および使用料に関する2012年1月1日以降の租税協定適用後の税率表です。

なお、香港法人からの非居住者・外国法人に対する配当又は利子の支払いに対する源泉税はそもそも存在しないため、租税協定適用後においても、より有利な香港国内法の適用が優先されることとなり、香港から日本に対して支払われる配当、利子および使用料（ロイヤリティ）については、日港租税協定による影響はないものと考えられます。

租税協定の適用後の税率（2012年1月1日以降）：

	日本 → 香港	香港 → 日本
配当 – Dividends	親子間*1： 5% その他： 10%	0%
利子 – Interest	政府機関等： 0% その他： 10%	0%
使用料 - Royalties	5%	4.95%

*1： 持株比率 10%以上かつ 6 ヶ月以上直接または間接に保有する法人

その他の日港租税協定による主な影響は、下記の通りです。

- ✓ 情報交換条項により、日本および香港の税務当局同士の情報交換が可能となった。
- ✓ 相互協議条項により、香港・日本で二重課税が生じた場合における救済措置が明確になった。
- ✓ 国際運輸業の所得は法人登記国でのみ課税されることが明確となった。
- ✓ 香港法人が日本法人の株式を譲渡した際に発生するキャピタルゲインは非課税となる。ただし、不動産関連法人の株式の譲渡益については課税される。

(3) 中港租税協定の概要

中国と香港特別行政区の租税協定のうち、配当・利子・使用料に関する軽減税率は以下のとおりです。

中国企業からの配当について、新企業所得税法上、10%の源泉税が課税されますが、配当を受け取る香港法人が中国企業の25%以上の持分を有している場合には、源泉税率は5%となります。

中国企業からの受取利息および使用料所得については、中国国内法では10%の源泉税率が適用されますが、香港法人が中国企業から受け取る場合には、7%に軽減されます。

第6章

資本市場関連規制

1. 株式公開

(1) 香港証券市場の特徴

香港証券市場は、欧米諸国の機関投資家のみならず、中国の機関投資家がメイン市場と位置付けるなど他の証券市場では類を見ないほど多種多様な投資家層を有しています。また、同市場は、その高い流動性や資金調達力に加え、香港上場による中国本土マーケットへの高い宣伝効果やブランドの浸透効果について、世界中の企業から注目されています。

香港証券取引所への上場は、特に中国でのビジネス拡大や競争力強化を重要な経営課題とする日本企業にとって、事業戦略として検討に値する効果的な選択肢の一つと言えます。

香港証券取引所の時価総額は約36.0兆香港ドル（約502兆円／2020年1月末）で、同じ時期の東京証券取引所の時価総額は約657兆円です。2019年の新規株式公開資金調達額は、中国のアリババ集団などの上場もあり、372億米ドル（約4兆1,946億円）と、2年連続で1位となっています。

香港の証券市場には、大きく分けてメインの市場である「メインボード」（Main Board）と、新興企業向けの「GEM」（ジェムと呼ばれる。Growth Enterprise Market の略）の2つの市場があります。メインボードが東証1部や2部のような位置付けであり、厳格な上場基準を満たした企業が上場しており、GEM は新興市場という位置付けで緩和された上場基準の下、成長企業が上場しています。

(2) 外国企業が香港に上場するメリット

外国企業が香港上場することで得られるメリットとして大きく下記の7つが考えられます。

i 中国関連ビジネスの市場価値の最大化

世界的な多種多様の機関投資家が香港に集まっており、中国及び香港のビジネスやマーケットに多くの最も精通したファンドマネジャーやアナリストが香港に在籍しています。香港に上場することにより、彼らの投資対象となり、中国関連ビジネスの市場価値が他の市場よりも高く、かつ、適切に評価されると考えられます。特に、一般消費者向けの商品やサービスを提供し、中国本土での成長ストーリーが確立した企業の市場価値が高く評価される傾向にあります。

ii 多種多様な投資家層がもたらす高い資金調達力や取引高

香港市場の取引の約80%は機関投資家により行われており、他の証券市場では見られないほどの多種多様な機関投資家が世界中から香港に集まっています。世界的に有名な欧米諸国の

機関投資家、中東やロシアなどの資源国の潤沢なマネーや中国の巨額な外貨準備高をバックにした各国の政府系投資機関（ソブリンウェルスファンド）、さらに香港地場の財閥系の機関投資家など、厚い投資家層の存在により、香港市場の高い取引高と流動性が確保されています。また、香港市場に特有な機関投資家として、中国本土の金融機関からなる適格機関投資家（QDII: Qualified Domestic Institutional Investors）があります。そのため、中国における成長ストーリーを示すことで、これら多種多様な投資家から多くの資金調達が期待できます。

iii 新株発行によるオフショア人民元の調達

中国本土以外で流通する人民元（オフショア人民元）の残高は香港が世界で突出しており、香港は世界最大のオフショア人民元市場になっています。香港上場により人民元建ての新株を発行し、香港市場からオフショア人民元を直接調達することで、人民元を両替コストや為替リスクなしで中国本土に還流させ、中国本土での事業拡大のための資金として活用することが可能となります。中国での事業拡大のための資金を必要としている一方で、中国の借入額の総量規制や、人民元の高金利による借入コストの増大といった課題に直面している場合、新たな資金調達手段として、香港上場による人民元の調達は検討に値すると考えられます。

iv 中国及び香港での知名度向上やブランド価値向上

香港上場により、中国マーケットでの知名度向上、ブランド価値向上が期待できます。

v 中国及び香港での信用力の向上

中国及び香港においては一般的に上海や深圳上場企業よりも香港上場企業の方がステータスや信用力は高いと考えられています。そのため、中国や香港の現地企業と取引を行う際に、香港上場企業ということで信用力が向上し、よりスムーズな取引が可能となります。

vi コーポレートガバナンスの強化

上場会社に適用される上場規制の遵守や情報開示を行うことで、企業の透明性向上や、ガバナンスの強化につながります。例えばグループ会社の中国事業をスピンオフにより香港上場させることで、手薄になりがち海外グループ会社のガバナンスを強化することが可能となります。

vii 中国現地役員や従業員に対するインセンティブ・プラン

香港上場による上場株式を利用したストックオプションなどインセンティブ・プランを導入することで、現地の優秀な人材の確保・人材の流出の防止に効果があると考えられます。

(3) 上場スケジュール

上場プロジェクトがスタートしてから香港証券取引所に上場申請するまで、香港企業の場合、通常最低8か月から1年程度かかると言われています。一方、外国企業の場合は、通常最低1年から1年半程度はかかると見込まれています。

(4) 上場形態

メインボードでは、プライマリー上場（Primary Listing）とセカンダリー上場（Secondary Listing）の双方が認められており、GEM はプライマリー上場のみ認められています。プライマリー上場とは原則として香港証券取引所上場規則（Listing Rules）や香港会社条例（Hong Kong Companies Ordinance）を完全に遵守することを条件に、香港証券取引所を主要取引所として、全ての株式を香港証券取引所で流通させることができる上場形態を指します。一方、セカンダリー上場とは、香港以外の他の市場に既に上場している企業がさらに香港に上場する場合など、主要取引所（東京証券取引所など）における規制が香港証券取引所における規制と実質的に同等であると認められることなどを条件に、一定の上場規則の免除が認められる上場形態です。それぞれにメリット・デメリットがあるため、香港上場の目的に合わせて決定します。

	メインボード Main Board	ジェム GEM
プライマリー上場 Primary Listing	○ 香港上場のメリットを享受するために最も適した上場方式 ○ 資金調達額が大きく流動性が高い ○ 新株発行か HDR(注)発行か選択が可能 △ 香港証券取引所上場規則等を完全に遵守する必要あり	○ 上場基準がメインボードに比べて緩やか △ HDR（注）方式の上場は不可、株式のみの上場可能 × 市場が小さく資金調達額も小さい
セカンダリー上場 Secondary Listing	○ 香港証券取引所上場規則等の各種免除が受けられる可能性あり（上場の準備期間が比較的短い） △ 日本企業の場合、株式発行による上場は不可（HDR（注）方式のみ） × 資金調達額や流動性がプライマリー上場と比べ低い	× GEM ではセカンダリー上場は不可

（注）HDR: 香港預託証券(金融機関に日本本国の株式を預託して香港預託証券を発行する方式である)

(5) 上場主体

プライマリー上場の場合においては、上場主体について、日本法人とするのか、香港法人とするのか、又はケイマン諸島などオフショア地域の法人とするのか様々な選択肢が考えられます。

日本法人を直接香港に上場させる方法が最もシンプルですが、上場時又は上場後において、法体系の違う日本の法律や規制と香港証券取引所上場規則の双方を継続的に遵守し続ける必要があるなど、コストや手間がかかります。

一方、香港法人を上場主体とすれば基本的に日本の法律や規制について遵守する必要はなくなります。しかし、多くのケースにおいて、上場要件を満たすために上場前に香港法人の傘下に中国や東南アジア諸国のグループ会社を再編するなど、組織再編やそれに伴うタックスプランニングが必要となります。

さらに、香港法人を上場主体とするのではなく、オフショア地域に持株会社を新設し、その傘下にグループ企業を組織再編した後に、当該持株会社を上場主体とすることも香港上場ではよく見られます。

オフショア地域の法人を上場主体とすることで、上場主体に日本の会社法や香港会社条例などが適用されず、より柔軟なオフショア地域国の会社法が適用されるなどのメリットがあります。また、オフショア地域の法人を活用するとオフショア地域の法人の株式の売却という手段をとりうるため、その傘下にある子会社の所在地国（中国など）の法律や規制に縛られることなく、将来の組織再編や事業譲渡、撤退が可能になり、さらにはタックスプランニングの自由度が相当高まるというメリットがあります。

(6) 株式公開基準

香港証券取引所に株式公開する際に求められる基準は、メインボードとGEMによって異なります。数値基準などの主な株式公開基準は下表を参照ください。なお、これらに加え、海外企業や一定業種に属する企業などについては別途規定の追加、免除があります。

		メインボード (Main Board)	ジェム (GEM)
事業継続年数		3 事業年度以上	2 事業年度以上
経営陣及び支配株主		- 直近 3 事業年度において経営陣に変更がない、かつ - 直前の監査済み会計年度において支配株主に変更がない	- 直近 2 事業年度において経営陣に変更がない、かつ - 直前の監査済み会計年度において支配株主に変更がない
財務要件		以下(1)～(3)の 3 つの基準のいずれか 1 つを満たす	以下の(1)、(2)の両方の基準を満たす
		(1) 利益基準 - 直前 3 事業年度の利益合計額が 5,000 万香港ドル（約 7.0 億円）以上（補足：上場直前期の利益が最低 2,000 万香港（約 2.8 億円）ドル以上で上場直前期以前の 2 事業年度の利益合計額が 3,000 万香港ドル（約 4.2 億円）以上、かつ - 上場時の時価総額 5 億香港ドル（約 70 億円）以上 (2) 時価総額／売上高基準 上場直前期の売上高が 5 億香港ドル（約 70 億円）以上、かつ 上場時の時価総額が 40 億香港ドル（約 560 億円）以上 (3) 時価総額／売上高／キャッシュ・フロー基準 - 上場直前期の売上高が 5 億香港ドル（約 70 億円）以上、かつ - 上場時の時価総額が 20 億香港ドル（約 280 億円）以上、かつ - 営業キャッシュ・フローがプラスであり、直近 3 事業年度の営業キャッシュ・フロー合計額が 1 億ドル（約 14 億円）以上	(1) 時価総額基準 上場時の時価総額が 1.5 億香港ドル（約 21 億円）以上 (2) キャッシュ・フロー基準 直近 2 事業年度の営業キャッシュ・フローの合計額が 3,000 万香港ドル（約 4.2 億円）以上
最低時価総額		5 億香港ドル（約 70 億円）以上	1.5 億香港ドル（約 21 億円）以上
流通株時価総額		12,500 万香港ドル（約 17.5 億万円）以上	4,500 万香港ドル（約 6.3 億円）以上
上場時の募集・売出し対象		全対象のうち最低 10%を公募	同左
株主分布状況	株主数	浮動株数が株式総数の 25%以上（注 2）	同左
		300 名以上	100 名以上
	持株割合	上位 3 名の株主が所有する浮動株数が浮動株総数の 50%以下	同左
会計基準	一般原則	香港財務報告基準（HKFRS）、IFRS	同左
	特例	海外の上場申請者に対しては、ある一定条件下において、米国会計基準またはその他会計基準が認められる場合がある	既にニューヨーク証券取引所あるいはナスダックに上場している場合は米国会計基準も認められる

（出所：香港証券取引所）

注 1：使用為替レートは 1 香港ドルを 14 日本円として換算（2020 年 1 月末レート）

注 2：時価総額が 100 億香港ドル（約 1,400 億円）超の場合は、浮動株比率が 15%以上まで許容される。

(7) 上場後の財務諸表開示義務とロックアップ期間

香港証券取引所に上場後も、精度の高い財務情報を提供し、投資家を保護することを目的として、決算日後の一定期間内で下記の財務諸表を開示することが義務付けられています。会計事務所による会計監査が義務付けられているのは、年次報告書についてのみです。半期報告書、四半期報告書に対する会計事務所によるレビュー手続の実施は任意とされています。

上記以外にも、投資判断に重要な影響を与える情報について、香港証券取引所及び投資家に対して、適時に通知、開示することが要求されています。

上場後の財務情報の開示義務

	メインボード	ジェム (GEM)
年次報告書	4 ヶ月以内	3 ヶ月以内
年次決算発表 (*)	3 ヶ月以内	3 ヶ月以内
半期報告書	3 ヶ月以内	45 日以内
半期決算発表	2 ヶ月以内	45 日以内
四半期報告書	任意	45 日以内
四半期決算発表	任意	45 日以内

(* : 年次決算発表 Preliminary Announcement については監査は義務付けられていないが 監査人からの合意が必要)

支配株主（直接もしくは間接に30%以上の議決権を有する株主、または実質的に取締役会の過半数を選任できる株主）に該当すると、市場で株式の売却ができないロックアップ（Lock-Up）期間があります。

	メインボード	ジェム (GEM)
第 1 ロックアップ期間	6 ヶ月	1 年
第 2 ロックアップ期間	6 ヶ月	1 年

第1ロックアップ期間：上場日から起算した期間であり、この間は一切の株式売却が出来ません。

第2ロックアップ期間：第1ロックアップ期間後の期間であり、この間は議決権が30%未満となるような売却は出来ません。

(8) メインボード上場の新制度

市場関係者からのフィードバックに基づき、香港証券取引所は、新興・革新分野の企業の上場要件緩和のための上場制度改正を実施しました。具体的にはメインボード上場基準に3つの新しい章を導入し、(i) バイオテック企業の上場要件緩和、(ii) ニューエコノミー企業の種類株上場規制の緩和 (iii) ニューエコノミー企業の香港セカンダリー上場許可が加えられました。当該制度は2018年4月30日より施行されています。

i バイオテック企業の上場要件緩和（メインボード上場基準 18A章）

香港証券取引所は、未だ売上のないバイオテック企業の上場許可制度を導入しました。バイオテ

ック企業は、主に研究開発（R & D）に従事し、ユニークな特徴を持つイノベーションや知的財産を持ち、コンセプトステージを超えたコア製品を少なくとも1つは持っていなければなりません（例えば、米国食品医薬品局フェーズ I 試験に通過）。また、投資家が事業および研究開発のリスクを十分に知るための情報開示も求められます。加えて、上場時の最低時価総額は15億香港ドルとする、洗練された投資家からの重要な第三者投資を受けているなど、追加条件を設定しています。

ii ニューエコノミー企業の種類株上場規制緩和（メインボード上場基準 8A章）

香港証券取引所は、追加の開示および保証措置を前提として、加重投票権（Weighted Voting Rights、WVR）構造を有するニューエコノミー企業の上場を認める制度を導入しました。求められる主な要件は次のとおりです。

- 高成長及び革新企業である
- WVR株式を有するのは個人に限定され、ビジネス成長に貢献する役員でなければならない
- 上場時の時価総額が少なくとも100億香港ドル以上である必要があり、100億香港ドル以上400億香港ドル未満の場合には、直近会計年度において少なくとも10億香港ドルの売上計上が必要である
- 洗練された投資家からの重要な第三者投資を受けている
- 追加の開示及び防衛策基準を満たす必要がある

iii ニューエコノミー企業の香港セカンダリー上場許可（メインボード上場基準 19C章）

香港証券取引所は、海外の適格証券取引所にプライマリー上場しているニューエコノミー企業誘致のため、中華圏にある企業に対する香港セカンダリー上場許可制度を導入しました。申請企業は、適格証券取引所（ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所）で少なくとも2年間の良好なコンプライアンスに基づく記録を持ち、上場時の最低時価総額は100億香港ドルとされています。なお、中華圏が事業の中心となる企業によるセカンダリー上場の場合は、売上高基準10億香港ドルが求められます。

2. 中国資本市場との相互アクセス

(1) スtockコネクト

Stockコネクトは、上海および深圳と香港との間において証券取引所を通じた双方向の人民元建て上場株式取引制度であり、ノースバウンド（香港サイドからの中国本土の株売買）とサウスバウンド（中国本土サイドからの香港株の売買）から構成されています。特にノースバウンドにより、個人の海外投資家も香港を経由して中国の現物株式を直接購入することができます。

		深圳・香港Stockコネクト	上海・香港Stockコネクト
適格投資家	ノースバウンド	・香港居住者および海外投資家 (ただし、深圳のChiNext株は機関投資家のみ)	・同左
	サウスバウンド	・機関投資家 ・資金および証券口座の合計が50万人民元以上の個人投資家	・同左
投資対象銘柄	ノースバウンド	・時価総額60億人民元以上の深証成分指数および深証中小創新指数の構成銘柄 ・A株・H株同時上場株式のA株	・上証180指数・上証380指数の構成銘柄 ・A株・H株同時上場株式のA株
	サウスバウンド	・ハンセン大型・中型株式指数の構成銘柄および時価総額50億円以上のハンセン小型株指数の構成銘柄 ・A株・H株同時上場株式のH株	・ハンセン大型・中型株指数の構成銘柄 ・A株・H株同時上場株式のH株
取引上限額	ノースバウンド	130億人民元（日次）	
	サウスバウンド	105億人民元（日次）	
税金 (2019年12月現在)	ノースバウンド	・中国本土のキャピタルゲイン課税;一時的に免除措置を適用 ・中国本土の配当源泉課税;10%（租税条約に基づく軽減税率適用の場合は減免可能） ・中国本土の付加価値税（VAT）；免税 ・中国本土の印紙税；売却額の0.1%	
	サウスバウンド	・中国本土のキャピタルゲイン課税および配当課税；20%（個人所得税）又は25%（企業所得税） ・中国本土の付加価値税（VAT）；免税 ・香港の印紙税；売買双方ともに取引額の0.1%	

(2) ボンドコネク

ボンドコネクは、外国投資家が香港の決済機関に開設した債券口座を通じて、中国本土のオンショア債券市場（銀行間債券市場）で直接売買が行える制度です。売買は、人民元または外貨を人民元転することによっても行えます。2018年8月には、香港・上海間のボンドコネクでリアルタイム代金引換証券渡し（DVP）が導入され、今後の売買高拡大と安全性向上が期待されています。なお、2019年12月現在、ノースバウンド（香港サイドからの中国本土の債券売買）のみが開設されており、サウスバウンド（中国本土サイドからの香港の債券売買）の導入開始時期は未定です。

適格投資家	- 外国金融機関（商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、アセットマネジメント会社等） - これらの外国金融機関が組成する金融商品 - 中国人民銀行が認可した年金基金、慈善基金等の中長期投資を行う投資家
投資対象銘柄	銀行間債券市場の全銘柄（政府債、金融債、社債等）
取引上限額	該当なし
税金 (2019年12月現在)	2021年11月6日まで中国本土におけるキャピタルゲイン課税、配当に係る企業所得税並びに付加価値税（VAT）は免除 - 中国本土の印紙税；売却額の0.1%

(3) ファンド相互認証協定

香港証券先物委員会及び中国証券監督管理委員会は、2015年より中国と香港間のファンド相互承認協定（MRF）を施行しています。これは、一定の要件を満たしたファンドは中国又は香港のいずれかの地域で登録・承認を受けることにより両地域でファンドを販売することが可能となる相互承認に関する枠組みを提示するものです。

なお、香港は、中国のほか、フランス、オランダ、スイス、イギリス、ルクセンブルクとも同様の協定を結ぶなど欧州のファンド拠点国と積極的な二国間関係を確立しています。

(4) ウェルスマネジメントコネク、保険コネクの展開

具体的なスケジュールは未定となっていますが、ウェルスマネジメント商品および保険商品の大湾区内での相互取引に向けて香港、中国本土の両当局間による検討が進められています。2019年11月には、金融管理局より、ウェルスマネジメントコネクを歓迎し、中国本土当局との前向きな議論を進めること示したプレスリリースが出されています。

KPMG中国 香港事務所 連絡先
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

パートナー	フィリックス リー (Felix Lee) felix.lee@kpmg.com	TEL: +852 2826-7138
ディレクター	吉田 圭吾 (よしだ けいご) keigo.yoshia@kpmg.com	TEL: +852 2685-7603
マネジャー	高橋 星行 (たかはし ほしゆき) hoshiyuki.takahashi@kpmg.com	TEL: +852 2685-7951
マネジャー	渡邊 守 (わたなべ まもる) mamoru.watanabe@kpmg.com	TEL: +852 2826-7155
マネジャー	伊藤 篤史 (いとう あつし) atsushi.ito@kpmg.com	TEL: +852 2978-8215
マネジャー	中野 陽介 (なかの ようすけ) yosuke.nakano@kpmg.com	TEL: +852 2143-8656
マネジャー	渡部 隆一 (わたべ りゅういち) ryuichi.watabe@kpmg.com	TEL: +852 2826-8015

香港タックスアラート

英語: <https://home.kpmg/cn/en/home/insights/2020/01/hk-tax-alert.html>
 日本語訳版: <https://home.kpmg/cn/zh/home/services/special-focus-groups/global-japanese-practice/newsletter/hong-kong-tax-alert.html>

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg.com/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Hong Kong.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.